

524-683



1200501494028

524

683

昭和二年五月

國際見本市概要

商工省商務局貿易課

(昭和二年實第五號)

(印刷ヲ以テ筆記ニ代フ)

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



目次

一 巴里國際見本市(佛蘭西)……………一

二 里昂國際見本市(同)……………六

三 ル・ハーブル國際見本市(佛蘭西)……………一三

四 ブラツセル國際見本市(白耳義)……………一四

五 アンヴェルス國際見本市(同)……………一九

六 英國工業見本市(英吉利)……………二一

七 ユトレヒト國際見本市(和蘭)……………二四

八 ライプチヒ國際見本市(獨逸)……………二七

九 未蘭國際見本市(伊太利)……………三六

十 維納國際見本市(奧太利)……………四四

十一 パゼル國際見本市(瑞西)……………四九

十二 ブラーグ國際見本市(智惠古)……………五二

十三 タニユーヴ國際見本市(同)……………五六

十四 レンベルグ國際見本市(波蘭)……………五九

十五 ホズナン國際見本市(同)……………六三



十六	バルセロナ國際見本市(西班牙)	六九
十七	サロニカ國際見本市(希臘)(追補參照)	七〇
十八	ニージェ・ノウゴロド定期市(ソウイエート聯邦)	七二
十九	玖馬國際見本市(玖馬)	七四
二十	河内國際見本市(佛領印度支那)	七八
二十一	西貢見本市(同) (追補參照)	九三
二十二	スラバヤ年市(蘭領印度)	九五
二十三	晚敦年市(同)	一〇三
二十四	マニラカーニヴァル(比律賓)	一〇四
追 補		
一	西貢見本市(佛領印度支那)	一〇九
二	サロニカ國際見本市(希臘)	一一八

近時世界ノ各地ニ於ケル見本市ノ發達著シク從來國內的取引機關タルニ過キサリシモノモ漸次國際的性質ヲ有スルニ至レリ而シテ見本市ハ生産者ト取扱商人トカ集合シテ展示見本ニヨリテ賣買契約ヲ締結スルモノニシテ現ニ獨逸ライプチヒ國際見本市及佛國里昂國際見本ノ如キハ新商品ノ最モ有效ナル廣告宣傳並取引機關トシテ普ク世界各國ノ當業者ニ利用セラレツツアルノ状態ナリ仍テ茲ニ此等各國ニ於ケル國際見本市ノ概要ヲ調査シ印刷ニ付シテ關係方面ニ頒布スルコトトセリ

昭和二年五月

商工省商務局貿易課

國際見本市概要

一 巴里國際見本市



一 目的

巴里國際見本市ハ巴里市補助ノ下ニ巴里市會議長以下巴里市及セーヌ縣當局者、巴里商業會議所議員ヲ幹部トスル
巴里見本市委員會ノ主催ニ係リ、特ニ商業者間ノ取引上ノ便宜ヲ圖ルタメ、毎年海外諸國ヲ參加セシメテ行ハルル
一般國際見本市ナリ。

二 會場

從來一定ノ會場ナカリシカ一九二五年巴里市ノ補助ヲ受ケ、ポルト・ド・ヴエルサイユニ約四十ヘクタールノ地面ヲ
得、之ニ大常設館(館内陳列場五萬平方米、館外陳列場十ヘクタール、外ニ獨立小陳列臺一千ヲ有ス)ヲ設ケテ一昨
年ヨリ使用シツツアリ。

三 會期

每年五月一回(一九二七年ハ五月十四日ヨリ同月二十九日迄)

四 陳列場借入料

(イ) 陳列臺

(間口四米、奥行三米ノモノ)

八百法

(ロ) 館内陳列場

一平方米ニ付

百五十法

(ハ) 館外陳列場

同

二十五法

(右館内及館外陳列場ノ最小限度ハ十六平方米ナリ)

五 出品者ノ特典

佛國稅關ハ本見本市ノ出品物ニ對シテハ假輸入トシテ關稅ヲ免除ス。而シテ原則トシテ出品物ハ一般ニ見本品ニ限
ラレ、若シ見本品ヲ賣買ノ目的物トナストキハ見本市閉會後ニ於テノミ搬出シ得ヘク、此ノ場合稅關ニ於テハ稅金
ノ徵集ヲナスモノトス。

六 出品部類

- 一 廣告及旅行遊覽關係品部
- 二 農產品部
- 三 滋養食料品部
- 四 室内裝飾品部
- 五 葬祭用具部
- 六 臺所用品部
- 七 巴里品部
- 八 美術品部
- 九 建築部

十 金銀細工品、寶石細工品及裝身具部

十一 帽子部

十二 青銅製品部

十三 郵便葉書部

十四 陶磁器及硝子器部

十五 履物部

十六 暖房裝置用品部

十七 殖民地物産部

十八 裁縫部

十九 皮革部

二十 電氣部

二十一 實業教育參考品部

二十二 鑛鑛用品部

二十三 衣服部

二十四 衛生部

二十五 各種工業特產品部

二十六 發明品及新案特許品部

- 二十七 玩具部
- 二十八 書籍部
- 二十九 リンネル部
- 三十 モロツコ皮製品部
- 三十一 機械部
- 三十二 流行品(衣類其ノ他裝身具等)部
- 三十三 音樂部
- 三十四 文房具部
- 三十五 香水、香油、其ノ他化粧品部
- 三十六 寫眞部
- 三十七 印刷部
- 三十八 化學製品部
- 三十九 運動用具部
- 四十 織物部
- 四十一 輸送及包裝關係品部

七 申込手續

出品者ハ本見本市本部ヨリ交付スル一定ノ用紙ニヨリ同本部宛申込ムヘシ。尙在東京佛國大使館付商務官ハ右出品

ニ對シ萬事懇切ニ世話ヲナス由ナリ。

八 出品者參考事項

(イ) 保險

巴里見本市委員會ハ出品物ニ生シタル損害ニ對シテハ其ノ原因ノ如何ニ拘ハラス凡テ責任ヲ負ハス、盜難ニ對シテモ亦責任ヲ負ハス。出品者ハ出品物ノ安全ヲ期スルタメ適當ト認ムル處置ヲトリ、凡テノ偶發的危險ヲ保障スルタメニハ左ノ保險ヲ附スルコトヲ要ス。

(一) 火災 保險 (保險料五%)

(二) 其ノ他ノ諸保險 (保險料九%)

(ロ) 本見本市ハ特ニ商業者ノ取引ニ便ナラシムルヲ目的トスルヲ以テ會場外ニ於ケル取引ハ嚴禁シ、出品者ハ賣店ノ入口又ハ屋外ニ於テ見本品ヲ頒布スルコト並ニ多數ノ人ノ集合ヲ惹起セシムルカ如キ物ヲ撒布スルコトヲ禁ス。

(ハ) 參加申込者ニシテ開會後四十八時間以内ニ出品ヲナササルトキハ不參加ト認メ、本見本市委員會ニ於テ適當ニ處分ヲナス、而シテ此ノ場合出品者ハ陳列場借入料ノ返還及損害賠償ノ要求ヲナスコトヲ得ス。

(ニ) 顧客ノ注意ヲ惹カントシテ大聲ニテ廣告スルコト、又ハ何等カノ方法ヲ以テ強制的ニ勸誘スルコトハ嚴禁セラル。

(ホ) 陳列場ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡シ、又ハ轉貸スルコトハ禁セラル。

(ヘ) 防火設備ハ必スナスコトヲ要ス。(佛國警察令ニ據リ)

(ト) 出品人ハ遅クモ開會期日ノ前日迄ニ出品物ノ陳列ヲ終リ、且閉會後五日以内ニ取片付ヲナスヘシ。

(チ) 本見本市ニ關スル諸種ノ規程ニ違背ノ行爲アル場合ハ委員ハ直チニ之カ除名ヲナシ、既ニ拂込ミタル陳列場借入料等ノ返還請求及如何ナル賠償要求ニモ應スルコトナシ。

(リ) 一九二六年本見本市ノ出品者及參加國

A 出品者總數 六千四十一名(内、外國人三百四十一名)

B 參加國 十九箇國(英國、獨逸、奧太利、白耳義、西班牙、支那、丁抹、印度、和蘭、伊太利、波蘭、ソウイエツト聯邦、ザール地方、瑞西、智惠古、ユーゴスラウイア、北米合衆國、伯刺西爾及墨西哥)

二 里昂國際見本市

一 目的

里昂國際見本市ハ佛國政府、同市及同商業會議所ノ後援ノ下ニ佛國商工業發展株式會社ノ經營ニ係ルモノニシテ「ライプチヒ國際見本市」ニ代ランコトヲ其ノ主要ナル目的トナス。故ニ其ノ性質モ「ライプチヒ國際見本市」ト同様ニシテ一九一六年創設以來年ヲ重ヌルト共ニ盛大ニ赴キ、今ヤ「ライプチヒ國際見本市」ヲ凌駕セントシツツアリ。

二 會場

里昂市内特設館

スタンドハ四米平方、高サ三米二五、各々獨立ノ小店舗ヲナス。又二箇以上ヲ連結シテ廣サヲ増シ、又一箇ヲ二分シテ半店舗トナスコトヲ得。内部ノ設備ハ各自ノ自由ナリ。

三 會期

春季 三月(第一月曜日ヨリ十四日間、一九二七年ハ三月七日ヨリ同月二十日迄)

秋季 十月(毎年二週間開催セラルルモ會期ハ其ノ年ニヨリテ異ル、而シテコノ會期中ニ本見本市ニ附屬シテ第七項ニ掲クルカ如キ博覽會ノ開催セラルルヲ例トス)

四 陳列場借入料

木製陳列棚	一、三〇〇法
同 半棚	七〇〇法
コンクリート陳列棚	一、四〇〇法
同 半棚	七五〇法
大廣間内ノ陳列棚	一、八〇〇法
同 半棚	九五〇法

(右ハ何レモ面積約十六平方メートルノモノナリ)

右ノ内大廣間陳列棚ノ料金ニハ電燈(約一五〇燭)、暖房(電力六百ワットノ放熱器又ハ瓦斯放熱器)、掃除等ノ諸費用並ニ市内各線直通電話ノ架設料ヲモ包含ス。

但シ電話架設ニハ第四二條ニ示サレタル條件ニ於テノミ許可セラル。

(第四二條 出品人ニシテ電話架設希望者ハ器械借賃並ニ市内通話料トシテ百法ヲ拂込ミ、又各都市間ノ長距離通話ニハ一通話毎ニ手数料二十法ヲ支拂フコトヲ要ス)

小工業部ノ陳列場借入料ニハ机及腰掛ノ供給ヲモ含ム、而シテ電燈掃除ハ當事務局ニ於テ之ヲナス。

料 金

一平方メートル

二五〇法

自動車又ハ大面積ヲ要スル電氣機械陳列用ノ大ホール

一平方メートル

一〇〇法

農具及事業用器具ノ如キ面積大ナル物品ノ陳列ニ對シテハ、被蔽ナク且柵ナキ地面ヲ提供ス。

一平方メートル

二〇法

特ニ定メラレタル場所以外ノ陳列柵ノ外面ニ看板又ハ廣告板ヲ掲クルコトヲ禁ス。

又陳列柵ノ外面ニ硝子戸柵其ノ他突出セルモノヲ置クコト、陳列柵ノ硝子又ハ壁ニ紙又ハ廣告ヲ貼附スルカ如キコトハ禁セラル。

五 出品者ノ特典

(イ) 關稅 佛國政府ハ本見本市ヲ保稅倉庫ト見做シ、出品物ハ假輸入ノ取扱ヲナス。

(ロ) 入場券 出品人ハ入場券ノ無料交付ヲ受ク。

(ハ) 乗車券 出品人ハ見本市出品ニ關シテ使用スヘキ佛國內全鐵道ノ往復乗車券ノ無料交付ヲ受ク。

六 出品部類

本見本市ノ出品部類ハ五十六部内ニ細別セラレ、殆ント凡テノ商品ヲ網羅ス。其ノ主ナル部門ヲ舉クレハ左ノ如シ。

第二部 金物類、工具、器具、工業用品、護謨類

第三部 各種機械類

第四部 建築工業用品

第八部 光熱機械類

第九部 電氣用品(九部附屬、無線電話機)

第十一部 化學藥品及醫療藥品、醫療機械、光學器械、畸形兒療法器械

第十六部 絹製品、絹工業品(天然絹及人造絹)

第十七部 皮革類及毛皮類

第十八部 女子用及男子用製帽工業

第二十部 男子用及子供用既製衣類、襯衣製造工業用品

第二十二部 女子用既製衣類、女子用下衣、レース、刺繡物類及絲物類

第二十四部 莫大小製品、手袋類、傘類、洋杖

第二十六部 織物類

第二十八部 家具類

第二十九部 樂器及樂譜

第三十部 一般履物類

第三十一部 鞣皮類、調革類、羚羊皮製衣服類

第三十二部 皮革製品

第三十三部 窯業製品、硝子製品、陶磁器、石器、銅製品、美術品、大理石

第三十四部 香水類、香水製造用原料、刷毛類、化粧用石鹼、香水噴霧器

- 第三十五部 小工業品(玩具、遊戲用品、乳母車、葬儀用花輪等)
- 第三十六部 同
- 第三十八部 食料品、飲料品、葡萄酒及酒類
- 第四十部 農業機械及農業用品
- 第四十一部 紙及原紙工業用品、事務所用品、寫真機及活動寫真機
- 第四十五部 廣告關係品
- 第四十七部 殖民地用品
- 第四十八部 外國政府出品
- 第四十九部 自働車、自働自轉車、自轉車、兵器
- 第五十部 寶石類、金製品、時計類
- 第五十二部 運輸旅行ニ關スル出品
- 第五十六部 航空機及同附屬品

七 申込手續

本見本市出品參加ノ申込ハ佛國里昂市役所又ハ佛國各都市並諸外國ニ駐在スル同見本市代表ニ於テ受付ク、本邦ニ於テハ在東京佛國大使館付商務官氏カ萬事懇切ニ世話ヲナス由ナリ。

八 出品者ノ參考事項

(イ) 見本市ハ製造業者ト卸商、準卸商、小賣商トノ間ノ取引關係ヲ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トナスカ故ニ、出品

參加者ハ製造業者又ハ生産者ノミニ限ラル。

農業ニ關シテハ生産、加工及販賣ノ組合並ニ團體ヲ以テ生産者ト認メラル。

輸出入仲介業者モ亦生産者ト商人トノ間ニ必要ナル仲介者ト認メラルヲ以テ參加スルコトヲ得。

佛國並外國製造業者ノ代理人ハ個人トシテ參加ヲ許サレサルヲ以テ、其ノ製造業者ノ名ヲ以テ參加申込ヲナスヘシ。

出品參加申込ニ對シテハ、委員會ニ於テ審査ノ結果許可ノ有無ヲ決定ス。

外國製造業者ハ申込書ニ其ノ國籍證明書ヲ添付スルコトヲ要ス。

(ロ) 保險 出品者ハ義務トシテ凡テノ危險ニ對シテ保險契約ヲナスヘシ。

出品者ニ因リテ惹起セル危險ニ關シテハ見本市事務局ニ於テハ責任ヲ負ハス。

(ハ) 博覽會 每年秋ニハ同所ニ於テ諸種ノ博覽會ヲ開催シ、其ノ種類ハ毎年異リ、又開催期モ不定ナリ。即チ一九二六年ニハ「化學應用博覽會」、一九二五年ニハ「酪乳一週間博覽會」、一九二四年ニハ「電力應用普及農業二週間博覽會」、一九二四年ニハ「材木二週間博覽會」等ノ開催ヲ見タリ。

(ニ) 宿泊 本見本市觀覽者ハ前以テ里昂市役所内里昂國際見本市事務所ニ對シ、書面ヲ以テ依頼シ、其ノ宿泊所ヲ決定スルヲヨシトス。若シ爾シ能ハサルトキハベラツシユ、ステーションニ到着セシ時、「同ステーション」北出口近クニアル見本市宿泊事務所ニ到リテ依頼スルヲヨシトス。

(ホ) 通譯者 通譯者事務所ハ見本市會場内ニアリ。然レトモ通譯者ヲ雇入レント欲スル者ハ、其ノ到着ノ日ノ判リ次第見本市事務所ニ申込ムヘシ。

(へ) 型録 購買者ハ見本市開催數日前ニ發行セラルヘキ出品人總型録ヲ會場ニ於テ求メラレタシ。其ノ定價ハ七法ナリ。

(ト) 購買者カード 同見本市事務所ハ、申込ニ依リ見本市會場及外部會場ヘノ無料入場券及此ノ二週間見本市ノ會期中見本市出品ニ關シテ使用スヘキ佛國全鐵道ノ往復切符ヲ觀覽者ニ供スヘキ事ヲ記載シアル購買者カードノ交付ヲナス。

(チ) 各國參觀者ノ感想 本見本市ノ會場ハ頗ル立派ニシテ、迅速且愉快ニ取引ヲナシ得ル様購買者ニ利便ヲ供與ス。又其他凡テノ點ニ於テ最善ノ注意ヲ拂ハレタルコトハ余ノ最モ満足セシ所ナリ。又見本市會場ノ完成セルトキ各方面ヨリ見テ工業上ニ於テ最モ善美ナル會場ノ一タルコトヲ確信セリ。(紐育エーチ・チー)

余ハコレマテライブチヒ・メツセ、英國工業見本市、巴里博覽會等ヲ觀覽シタルモ此等ノ見本市博覽會等ニ比シ、本里昂見本市ハ何等劣レルモノナク、又改良ヲ要スヘシト思考セラルルモノナカリキ。其ノ設備ハ凡テノ點ニ於テ嘆賞スヘキモノナリ。本見本市ノ會場ハ實ニ立派ナルモノニシテ里昂ニ大ナル信用ヲ附與セシモノト云フヘキナリ。(倫敦、ダウリウ・アイ・ティー會社支配人)

里昂ノ見本市會場ハ驚クヘクヨク組織セラレタルモノナリ。氣輕ニシテ心地ヨク、又概括的ニ之ヲ觀覽シ得ル等購買者ニ取り頗ル便利ナリ。(伯林ニ於テ、エー・ケー)

余ハ同見本市ノ組織ハ完全ナリト思惟ス。余ハ凡テノ點ニ於テ満足セリ。殊ニ各部ノ組織ハ推賞スルニ足ル。(白耳義、オー・エル・アロスト)

三 佛國ル・ハーヴル國際見本市

一 目的

ル・ハーヴル國際見本市ハル・ハーヴル市役所主催ノ下ニ、主トシテ滋養食料品、海產物、遊覽、旅館、運輸ニ關スルモノ、植民地產物其ノ他各種用器具ヲ取扱フ國際見本市ナリ。

二 會場

同市フランスカチ・ホテルノ敷地内

三 會期

毎年四月

四 陳列場借入料

(イ) ホテル内ノ各室 一平方米ニ付 八十法

(ロ) 露天陳列場(百平方米迄) 同 二十法

(ハ) 同 (百平方米以上) 一平方米ヲ増ス毎二十法ヲ加フ

五 出品者ノ特典

佛國政府ハ本見本市ヲ保税倉庫ト見做シ假輸入ノ取扱ヲナス。

六 出品部類

出品部門ハ左ノ五部ニ大別セラル。

- 第一部 營養料理ニ關スルモノ
 - 第二部 輸入品ニ關スルモノ
 - 第三部 織物ニ關スルモノ
 - 第四部 工業並海運ニ關スルモノ
 - 第五部 ノルマンディ州ノ特産物ニ關スルモノ
- 七 申込手續
- 出品希望者ハ本見本市本部ヨリ交付セラルル一定ノ用紙ニヨリ佛國ル・ハーヴル市同市役所ニ申込ムヘシ。又在東京佛國大使館付商務官ハ右出品ニ關シ種々ノ便宜ヲ計ル由ナリ。
- 八 出品者ノ參考事項

- (イ) 登録權及販賣權
登録權ヲ得ルニハ百法ヲ納付シ、販賣權ヲ得ルニハ二百法ヲ納付スヘシ。
- (ロ) 保 險
出品者ハ凡テ其ノ出品物ニ保險ヲ付スルコトヲ要ス。

四 ブラッセル國際見本市

一 目的

ブラッセル國際見本市ハ白耳義國政府トブラッセル市カ共同ニテ主催シ、生産者ト購買者トノ直接連絡ヲ圖ルヲ以

テ目的トナシ、見本、雛形、圖案、寫眞、型錄等ニ依リテ取引ヲ行フモノナリ。

二 會 場

センカントネールガーデン及同ホール

三 會 期

毎年四月約半ヶ月間(一九二七年ハ四月十一日ヨリ同月二十五日迄)

四 陳列場借入料

A 庭園内ニ於ケル陳列臺(十二平方米ノモノ)	一臺ニ付	八百法
B 工業陳列館		
(イ) 地 階(六平方米ノモノニテ床及敷物付)	一平方米ニ付	百法
(ロ) ギャラリー(同)	同	九十法
C 主要陳列館		
(イ) 地 階(六平方米ノモノニテ床及敷物ヲ含ム)	一平方米ニ付	百法
(ロ) 第一ギャラリー (及寶石類、時計、 類、銀器部)	同	百法
(ハ) 第二ギャラリー(同)	同	七十法
D 織物陳列館		
區劃付陳列臺(十二平方米ノモノ)	同	七十法

E 戶外陳列場(最小限度ハ五平方米)

同

五十法

五 出品者ノ特典

- (イ) 關稅及運賃 本見本市出品物ハ輸入稅及鐵道運賃(白耳義國內)ノ免除ヲ受ク。
- (ロ) 乘車賃ノ割引 本見本市ノ來訪者ノ一團十人以上ナルトキハ、鐵道乘車賃ハ二割五分ノ割引ヲ受ク。
- (ハ) 無料入場券及購買者カードノ交付 各商店主任者ニハ無料入場券ヲ交付セラル。又各出品者及團體ニハ無料ニテ購買者カード百枚ヲ交付セラル。尙陳列場カ十二平方米ヲ超過スル場合ノ出品者ニハ十二平方米毎ニ二十五枚ノ購買者カードヲ追加シテ交付セラル。右以外ニ本券ヲ追加請求スルモノハ、同券一枚ニ付五十サンチムヲ徵集セラル。

六 出品部類

- 第一部 食料品
- 第二部 食料品製造用具
- 第三部 煙草
- 第四部 冶金學及機械學關係品
- 第五部 自動車、自轉車及航空機
- 第六部 金物類
- 第七部 軍需品及ミシン機
- 第八部 電氣關係品

一六

- 第九部 建築ニ關スルモノ
- 第十部 燃料品
- 第十一部 皮革類
- 第十二部 履物類
- 第十三部 モロッコ革製品、馬具及旅行用品
- 第十四部 護謨及護謨製品
- 第十五部 織物類
- 第十六部 衣服類
- 第十七部 貴金屬、寶石及時計類
- 第十八部 香料
- 第十九部 玩具類
- 第二部 各種紙類
- 第二十一部 書籍及文房具類
- 第二十二部 化學製品
- 第二十三部 防衛劑
- 第二十四部 機械類
- 第二十五部 家具類

一七

- 第二十六部 裝飾品類
- 第二十七部 教會用具
- 第二十八部 陶磁器類
- 第二十九部 農産品
- 第三十部 農具
- 第三十一部 樂器類
- 第三十二部 殖民地關係品
- 第三十三部 寫真機及活動寫真機
- 第三十四部 經濟統計類及實業教育關係品
- 第三十五部 發明品

七 申込手續

出品希望者ハ前記所定料金ノ半額(白耳義貨—現金又ハ小切手)ヲ添へ、一定ノ申込用紙ニ必要事項ヲ記入シテフ
ラツセル市、グランド・ブレースナル本見本市事務所宛ニ申込ムヘシ。(申込書ニハタイプライター使用ノ事)尙在
東京白耳義大使館附商務官ハ右出品者ニ關シテ種々ノ便宜ヲ供與スル由ナリ。

八 出品者ノ參考事項

(イ) 出品者ノ資格

出品者ハ製造業者又ハ生産業者ニ限ラルルモ、輸入業者又ハ代理店ニシテ直接製造業者又ハ生産業者ト關係アル

モノハ製造業者又ハ生産業者ノ名ヲ以テ出品スルコトヲ得。

(ロ) 出品産地ノ記入

出品者ハ出品商品、型録、寫真等ニ商品ノ産地名ヲ記入スヘシ。若シ産地ヲ偽リテ記入シタルトキハ、委員ヨリ
其ノ商品ノ撤回ヲ命セラルルコトアルヘシ。

(ハ) 保 險

出品者ハ義務的ニ出品物ニ對シテ保險ヲ付スヘシ。

(ニ) 販 賣

出品物ハ即賣ヲ嚴禁セラレ、専ラ賣約ノ申込ヲ受クヘキコトニ定メラル。

(ホ) 設備及事務

委員ハ左記ノ事項ヲ引受ク。

- イ 電燈、暖爐其ノ他ノ設備
- ロ 必要器具ノ貸貸事務
- ハ 税關ヨリノ商品引取手續

五 アンヴェルス國際見本市

一 目 的

アンヴェルス國際見本市ハ白耳義皇帝ヲ總裁ニ戴キ、アンヴェルス市ノ經營スルモノニシテ、亞弗利加コンゴ—殖

民地ヲ始メ熱帶地方トノ取引ヲ盛ナラシメ、海外諸國トノ貿易ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トナス。

二 會 場

Local de l'Harmonie, Chaussée de Marines, Anvers.

三 會 期

每年秋一回(一九二七年ハ九月三日ヨリ同月二十五日迄)

四 陳列場借入料

(イ) 館内陳列場

一平方米ヨリ二平方米迄	一平方米ニ付	一〇〇法
二平方米ヨリ十平方米迄	一平方米ニ付	七〇法
十一平方米以上	同	六〇法

館内陳列場ノ半額トス

(ロ) 露天陳列場

五 出品者ノ特典

(イ) 本見本市出品物ハ輸入税及鐵道運賃(白耳義國內)ヲ免除セラル。

(ロ) 出品者ハ無料入場券及購買券ノ交付ヲ受クルコトヲ得、購買券ハ出品ノ價格ニ應シテ二百枚迄無料ニテ交付セラレ、ソレ以上ノ交付ヲ受ケントストキハ一枚ニ付二十五サンチムヲ納付スルコトヲ要ス。

六 申込手續

出品希望者ハ申込書ニ保證金百法ヲ添ヘテ申込ムヘシ。此ノ保證金ハ見本市閉會後出品人ニヨリテ生セシメタル諸

費用ヲ控除シタル上返還セラル。

保證金及陳列場借入料ハ郵便爲替若クハアンヴェルス郡内ニ所在スル銀行ニ對シ、アンヴェルス見本市ノ勘定ヲ以テ拂込ムコトヲ要ス。

六 英國工業見本市

(一) 目 的

本見本市ノ目的ハ英國製造業者ノ國內及國外的發展ヲ助長シ、其ノ製品ノ紹介販賣ニ努ムルニアリテ、出品人ハ英本國人及英國殖民地人ニ限ラルルモ、海外ノ販路開拓上、諸外國商人ノ來觀ハ極力歡迎シ、一九二七年ノ本見本市ニハ世界三十四ヶ國(日本ヲ含ム)ノ代表商人ノ參觀アリ、豫期以上多額ノ取引契約ノ締結アリタル趣ナリ。而シテ本見本市ハ二分サレ、ソノ一ハ倫敦見本市ニシテ海外貿易局ノ主催ニ係リ、他ハバーミンガム見本市ニシテ商業會議所ノ主催ニ係ルモノナリ。

(二) 會 場

(イ) 倫敦見本市ハ倫敦市

(ロ) バーミンガム見本市ハバーミンガム市

(三) 會 期

毎年二月下旬ヨリ三月上旬ニ亙リ約十日間(一九二七年ハ二月二十一日ヨリ三月四日迄)

(四) 出品部類

A 倫敦見本市ノ部 (機械類ヲ除ク各種製品)

- 第一部 金物類
- 第二部 銀製器具類
- 第三部 貴金屬類及時計類
- 第四部 硝子製品
- 第五部 陶磁器
- 第六部 事務所用品
- 第七部 印刷用品
- 第八部 紙類
- 第九部 小間物類
- 第十部 洋傘及附屬品
- 第十一部 皮革製品
- 第十二部 刷子
- 第十三部 玩具
- 第十四部 運動具類
- 第十五部 化學用品
- 第十七部 眼鏡用品

- 第十八部 寫真及活動寫真關係品
 - 第十九部 樂器
 - 第二十部 家具
 - 第二十一部 化學製品、染料及藥品類
 - 第二十二部 食料品及菓子類
 - 第二十三部 織物類
 - 第二十四部 放送無線電話機及同用品
 - 第二十五部 廣告及包裝關係品
- B パーミンガム見本市ノ部 (主トシテ機械器具類)

- 第一部 眞鍮製品
- 第二部 双物類及金物類
- 第三部 貴金屬類
- 第四部 建築及裝飾品
- 第五部 燈火、暖爐、料理及通風用品
- 第六部 鐵道及鑛山用電氣機械
- 第七部 其ノ他一般機械類
- 第八部 自動車、自轉車及乳母車

第九部 馬具、農具及園藝用具
第十部 釀造機械

(五) 本見本市ノ入場券

本見本市會場ノ入場券ハ申込ニ依リ、無料ニテ日本各地ノ英國領事館又ハ在東京英國大使館商務書記官ヨリ提供セラルル由ナリ。

(六) 一九二七年ノ本見本市ノ成績概要 (三月一日付在英松山商務書記官報告ニ據ル)

十二年以前ヨリ毎年ノ恒例トシテ倫敦及バーミンガム兩地ニ於テ開催セラルル英國工業見本市(British Industries Fair)ハ本年二月二十一日ヨリ三月四日迄二週間ニ亙リ開催セラルルコトナリタリ。開會當夜ハ政府主催ノ下ニ、倫敦市長官舎ニ英國皇太子殿下ノ御臨席ヲ仰キ、盛大ナル開會式ヲ行ヒ、同席上皇太子殿下ハ通俗的ニシテ且印象的ナル御言葉ヲ以テ英國産業ノ國際的發展ノ必要及之ニ處スルタメ英國當業者ノ心得ヘキ覺悟トシテ、“Adapt” “Adopt” “Improve”ノ三語ヲ力説セラレ一般人民ヲ感動セシムルトコロアリタリ。又英國兩陛下ハ翌日親シク倫敦見本市ヲ御參觀アラセラレタリ。
バーミンガム見本市ニハ首相ホールドウィン氏自ラ出席檢分スル處アリ、本年ノ同見本市ノ人氣ハ、昨年ニ比シ遙ニ緊張シ、開會當初ヨリ世人ノ注意ヲ惹キ、國內ハ勿論國外方面ヨリノ來觀者豫期以上ノ多數ニ上リ、好成績ヲ期待セラレツツアリ。

七 和蘭ユトレヒト國際見本市

一 目的

和蘭ユトレヒト國際見本市ハ和蘭女皇ヲ總裁ニ戴キ、同國政府ノ援助ノ下ニ開カルル國際見本市ニシテ、里昂見本市ト同シ目的ノモノナリ。
同見本市ハ一九一七年ノ創設ニ係リ、國內的性質ノモノナリシカ、一九二一年以來國際的ノモノトナリ、且一九二二年ヨリ年二回開催セラルルコトトナレリ。

二 會場

フレデンプルグ廣場ノ第一會場

市ノ中央ニ位スル 第二會場

三 會期

毎年春季及秋季ニ於テ約十日間(一九二七年春季ハ三月十五日ヨリ二十四日迄)

四 陳列場借入料

(イ) 陳列室(四米平方)

一室ニ付

五百フロリン

但シ一人六室ヲ限度トス

(ロ) 陳列臺

長サ一米ニ付

七五フロリン

但天幕内ノミ、幅〇、八米、長サ十米ヲ限度トス

(ハ) 露天陳列場(五平方米以上)

一平方米ニ付

四十フロリン

但六平方米以上ハ割引アリ

五 出品物種類

- 第一部 食料品及嗜好品
- 第二部 電氣機械及金屬工業品
- 第三部 工業原料、護膜製品及燃料
- 第四部 建築材料
- 第五部 金及銀製品
- 第六部 印刷紙類及文房具
- 第七部 織物類及既製衣類
- 第八部 醫療藥品及化學藥品
- 第九部 顔料及塗料
- 第十部 革類
- 第十一部 木製品、コルク製品、籠類及麥稈製品
- 第十二部 陶磁器及硝子製品
- 第十三部 家庭用品、化粧品及運動用具
- 第十四部 樂器類
- 第十五部 農業、園藝及家畜飼養用品
- 第十六部 經濟上參考品

六 申込手續

本見本市本部ヨリ交付スル一定ノ申込用紙ニヨリ和蘭國ユトレヒト市ユトレヒト國際見本市本部宛申込ムヘシ。

七 出品者ノ参考事項

- (イ) 見本市開始前ニ四ヶ國語(蘭、英、佛、獨)ヲ以テ印刷セラレタル出品目錄ヲ調製ス。目錄登載ハ無料トス。
- (ロ) 出品者ハ管理者ノ定メタル統一の様式ニ從ヒテ陳列シ、建築物ノ外觀ニ變更ヲ加フルコトヲ得ス。然レトモ陳列室ノ内部ノ設備ハ自由ニシテ、各自ノ負擔ニ於テ之ヲナシ、又ハ他人ニ請負ハシムルコトヲ得、而シテ管理者ハ此ノ請負ニ對シテ一定料金ヲ定メ、請負者ノ暴利ヲ禁スルト共ニ、出品者ヲシテ豫メ陳列ノ費用ヲ知ルコトヲ得シム。
- (ハ) 出品申込期限ハ概ネ開會ニヶ月前ニシテ、同期日以後ノ申込ニ對シテハ陳列場ニ餘地アル場合ニ限り之ヲ許ス。

(ニ) 設備及取除期間

設備期間	開會前二週間
取除期間	閉會後一週間

八 ライプチヒ國際見本市

一 目的

ライプチヒ國際見本市ハ國庫補助ノ下ニライプチヒ市カ經營シ、世界最古最大ノモノナリ。近時世界十七ヶ國カ正式ノ參加ヲナシ、各自國ノ優良品ヲ出品シツツアリ。市内ニハ八十二ノ大陳列場(一般商品)アリ、市外ニモ十三ノ

大陳列場(建築及機械)アリ。本見本市ハ出品者ヲシテ、自己ノ出品物ニ付キテ自ラ注文ヲ受ケシムルヲ以テ原則トスト雖モ、出品者ノ出席シ得サル場合ハ事務所ニ於テ適當ナル代理人ヲ定メ以テ之カ世話ヲナス。本見本市ハ全ク出品人及購買人ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トナシ、見本市自身ハ營利ヲ目的トセス。

二 會 場

市内ニ八十二棟 市外ニ二十三棟ノ大會場ヲ有ス。

三 會 期

春季 毎年三月六日ヨリ同月十二日迄(テクニカル、フェアハ同月十六日迄)
秋季 毎年八月二十九日ヨリ九月四日迄(テクニカル、フェアハ九月八日迄)

四 陳列場借入料

借入料ハ市吏員ト見本市役員及出品人代表ノ三者協議ノ上決ス。

一 坪

四十圓乃至五十圓見當

陳列棚ハ借入料五圓位ヨリ數百圓位ノモノ種々アリ、之等ノ借入料ハ本邦ニ於ケル夫ト大差ナシ。又借入ルヘキ陳列場ノ面積一坪ヲ要セサル場合、例ヘハ鉛筆ノ見本等ヲ陳列スル爲卓子一脚位ヲ要スル場合ハ二十圓位ニテ足ル。

五 出品者ノ特典

(イ) 輸入税ノ免除

本見本市ノ出品ハ全ク輸入税ヲ免除セラル。

(ロ) 無賃輸送

日本商品ニシテライプチヒ見本市ニ出品スルモノニ限り、「ハンブルグアメリカ汽船會社」ハ、日本各地ヨリハンブルグマテ、無賃輸送ノ取計ヲナシ、其ノ事務ハ同社ノ代理店タル「イリス商會」(東京、大阪、神戸、横濱)ニテ取扱ヒツツアリ。

六 ライプチヒ見本市ノ區分

一 一般見本市

一般見本市ノ陳列場ハ八十以上ニ及ヒ、獨逸國內生産品ノ凡テヲ網羅シ、又特別見本市陳列館ニテハ外國生産品ノ陳列ヲ行フ。製造品ノ最モ主ナル種類左ノ如シ。

- 一 窯業品及硝子類
- 一 絲物類及小間物類
- 一 人形、玩具、祭日用品並舞踏用品
- 一 皮革製品、旅行用品及喫煙用具
- 一 木工品、骨工品、轆轤細工類、竹細工類、籐細工類、柳枝細工類及家具類
- 一 工 藝 品
- 一 燈 用 品
- 一 家庭用具及臺所用品
- 一 クリスマストリー裝飾用品
- 一 護謨製品、キルク製品、セルロイド製品及金屬製品

- 一 眼鏡類、樂器類及蓄音器類
- 一 石鹼類、香水類、化學藥品及醫療藥品

右ノ外左記ノ工業ニ關スル特別陳列アリ。

- 一 ブグラ見本市(書籍業、石版業、美術業、樂器業ニ關ル機械類)
- 一 事務所用品見本市
- 一 貴金屬、時計類及寶石類見本市
- 一 帽子類見本市
- 一 狩獵並漁獵用品、林產物及森林利用ニ關スル特別見本市
- 一 家具見本市
- 一 食料品見本市
- 一 紙類見本市
- 一 廣告見本市
- 一 原料品見本市
- 一 靴及皮革類見本市
- 一 運動用品見本市
- 一 菓子類見本市
- 一 煙草見本市

- 一 織物類見本市
- 一 包裝見本市
- 一 圖案及模型見本市

B 工業及建築物見本市(テクニカルフェア)

本見本市ハ世界各國ニ於ケル此種見本市中工業的功蹟ノ最モ顯著ナル定期的見本市ナリ、同見本市ハ自己所有ノ陳列場ヲ有シ、且自己所有ノ鐵道ノ連絡アリ。十五棟ノ巨大ナル陳列館及廣場ニ於ケル多數ノ陳列臺ノ陳列品ハ、現代工業ノ情勢ヲ明示シ、且前會期ヨリ其ノ會期迄(半年間)ニ於ケル工業的進歩ヲ表示スルモノナリ。同見本市ニハ殆ント凡テノ獨逸ノ大工場ハ出品ヲナセリ、其ノ陳列品左ノ如シ。

- 一 工作機械及工匠具類
- 一 銲接機及切斷機
- 一 各種ノ特殊機械
- 一 織物機械
- 一 電氣機械
- 一 運轉機、輸送機及同附屬品
- 一 什器、瓦斯用品及浴場ストープ
- 一 運搬機械
- 一 車輛及附屬品(自動車、自轉車、馬車其ノ他)

- 一 ポンプ類、壓搾機、送風機
- 一 農業用、殖民地用、パン製造用、製粉用、食料品用及家庭用機械類
- 一 鐵及鋼鐵製品
- 一 燃料利用品
- 一 鑄造工業機械類
- 一 原料品、半製品及既製品
- 一 化學工業品
- 一 事務所用機械及事務所用品
- 一 モデル印刷工場實演
- 一 建築用原料、建築用金物類、鐵及木造建物
- 一 建築用機械、經濟的建築方法
- 一 ストープ類及料理用大ストープ
- 一 キネマ、寫眞、光學及美術手工ニ對スル特別見本市

(フランクフルテルツールニ於ケル運動館ニ於テ)

七 申込手續

出品希望者及購買希望者ハ東京市麹町區内山下町政友ビルテイン内フオーグト事務所(ライブチヒ見本市全權名譽代表、フオーグト氏)ノ同見本市全權副代表前田不二三氏宛ニ申込メハ萬事無報酬ニテ世話ヲナス由ナリ。

八 出品者參考事項

(イ) 書記ニ對スル謝禮

英獨佛三箇國語ニ精通シ購買者ノ應接取引ニ當ラシムルモノニシテ、日本館或ハ日本室トシテ一區劃ヲ借り受ケ、各出品者協議ノ上一團トナリテ陳列スルトキハ、書記ハ二店或ハ三店ノ兼務ヲナシ得ルヲ以テ最モ經濟的ナリ。

(ロ) 出品規約

本見本ハ營利ヲ目的トセサル故面倒ナル規則ハ一切ナク、自由ニ參加シ得ラレ、各國駐在ノ役員ハ萬事ノ世話ヲナス。

(ハ) 本邦有望出品物

本邦品中出品シテ好成績ヲ收ムヘシト期待セラルルモノハ、純日本式ノモノニシテ、西洋品ト競争スルカ如キモノハ其ノ見込少キ由ナリ。

(ニ) 千九百年ヨリ千九百二十五年迄ニ於ケル本見本市ノ入場者(但シ春季)

年 度	入 場 者(商人)
一九〇〇年	七、五七九人
一九一四年	二〇、〇〇〇人
一九一七年	三四、〇〇〇人
一九一九年	九五、〇〇〇人
一九二〇年	一四〇、〇〇〇人

一九二一年	一三〇、〇〇〇人
一九二二年	一五五、〇〇〇人
一九二三年	一六六、〇〇〇人
一九二四年	一七六、五〇〇人
一九二五年	一八〇、〇〇〇人

(ホ) 其ノ他

メサムトニハ多クノ國々ニ對スル名譽代表ノ設置アリ。ライプチヒ見本市ヲ參觀セントスル者ハ、先ツ自國ノ名譽代表者ニ出來得ル限リ早ク申込ヲナスヲヨシトス。

1 右代表者ハ見本市ニ關スル凡テノ必要ナル報道ヲ提供ス

2 右代表者ハライプチヒヘノ旅行ニ關スル(旅券、汽車連絡、特別列車、賃銀ノ割引等)斡旋ヲナス。

3 右代表者ハ宿泊ノ便宜ヲ取計ル、右申込ハ見本市開會四週間前ニ文書ヲ以テナスコトヲ要ス。

ライプチヒ市ニハ、見本市會期中外國ヨリノ來訪者ノ爲ニ見本市集會所ノ設アリ、コレヲ集會所ニ關スルコトハ「ライプチヒ見本市事務所」、見本市諸會場、公設建物、ホテル等ニ揭示セラレ、又見本市新聞紙上ニ掲載セラル。

會期中コレヲ名譽代表者ハ集會所ニ出席シ、一定ノ時間各ソノ同國人ニ報道ノ供給ヲナス。又同所ニハ外國新聞紙ノ備付アリ。

同見本訪問者ハライプチヒ市到着後、先ツ第一ニ自國ノ集會所或ハマーケット四號ノ見本市事務所ニ申出ツルトキハ、左ノ便宜ヲ供與セラル。

(1) 見本市ノ各會場ニ入場シ得ル見本市徽章ヲ受ク。

(2) 各見本市ニ於テ出版セラルル見本市ダイレクトリーヲ受ク。(二卷ヨリ成リ、第一卷ハ一般見本市、第二

卷ハ工業及建築見本市)

(3) 約四千乃至五千ノ獨逸輸出業會社ノ住所氏名ヲ記載セル輸出入名錄ヲ受ク。

(4) 會期中毎日見本市事務所ヨリ發行セラルル機關紙メツサムトリツヘ・ウイルトシャフツ・ウント・エクス

ホルトツアイツングノ無料配布ヲ受ク、(同時報ハ工業及商業ニ關スル有力ナル新聞紙ニシテ、數ヶ國語ニテ

印刷セルモノモ一週間二回發行セラル、尙工業及商業ニ關スル重要ナル通信ノ外各種工業界ヨリノ有利ナル

申込ヲ掲載シアリ)。

劇場及音樂會ノ切符ハ、マーケット四號ノメサムト事務所ノ劇場切符賣場ニテ會期中之ヲ求ムルコトヲ得。又宿泊ノ便宜ヲ得ラレサル場合ニハ中央ステーションノ東側ナル「ライプチヒメツサムト事務所」ノ國際旅行課ノ宿所記録係ニ申込マレタシ、晝夜トモ其ノ需ニ應ス。右旅行課ニテハ旅行ニ關スル凡テノ報道ヲ提供シ、汽車、汽船ノ切符ヲ發行シ、寢臺ノ申込ヲ受ケ、又回遊及遠距離飛行ノ切符ヲ發賣ス。關稅及輸出入ニ關スル問題ニ對シテモ亦同事務所ニテ斡旋ヲナス。

又機關紙メツサムトリツヘ・ウイルトシャフツ・ウント・エクスホルトツアイツングノ事業案内欄ニハ各種工業ノ主要ナル會社ヨリノ利益アル申込、購入ニ關スル見本市來訪者ノ希望並凡テノ商業問題ニ關スル報道ヲ掲載ス。

九 伊太利未蘭國際見本市

一 目的

未蘭國際見本市ハ佛國ノ里昂及白耳義ノブラツセルニ於テ開催セララル見本市ト同性質ノモノニシテ、博覽會及展覽會トハソノ趣ヲ異ニス。各種ノ商品見本ヲ廣告的ニ陳列シテ公衆ノ觀覽ニ供シ、夫ニヨリテ商談ヲ進メ、或ハ單ニ注文ヲ受ケ、或ハ會場以外ノ貯藏庫ニ保管スル見本ト同様ノ現品ヲ以テ取引ヲナスモノナリ。

二 會場

會場ハ未蘭市ノ西北端ニ位スル面積三十萬平方米ノ舊練兵場内ニアリテ、主要ナル會館ノ如キハ百萬リヲ投シテ新設セラレタリト云フ。又本市ノ有名ナル遊戯館モ會館ニ充テラレ、其ノ外出品スタンド三千軒ヲ設置スルノ餘地アリテ、毎年世界各國ノ特別館カ設置セラレ、大正十五年四月ノ見本市ニハ日本館ノ新設ヲ見タリ。因ニ該日本館ハ曩ニ巴里裝飾美術博覽會ニ出品シタル日本家屋ヲ伊國側ニ於テ買入レテ未蘭市ニ移シタルモノナリ。

三 會期

每年四月一回(二週間乃至三週間)

四 陳列場借入料

陳列館及敷地ノ借入料ハ各種アルモ大體左ノ如シ。

(イ) スタンド一軒(三米半平方ノ建物)	出品者一名ノ場合	一八〇〇利
同	出品者二名ノ場合	二二〇〇利

同	出品者三名ノ場合	二五〇〇利
同	出品者四名ノ場合	二八〇〇利

(ロ) 曲角スタンド一軒(表側兩面ニ開店シ得ルモノ)	二五〇〇利
(ハ) 二軒連續スタンド	四五〇〇利
(ニ) 看板附普通陳列館(最小十平方米)	二〇〇利
(ホ) 主要陳列館	二五〇利
(ヘ) 自動車館(看板付)	二〇〇利
但シ階下主要會館ハ最小二十五平方米、階上會館ハ最小十平方米トス	
(ト) 汽車館	一二五利
(チ) 雨避建物内場所(最小十四平方米)	一四〇利
同 角ニ位スル場所	二〇〇利
(リ) 空敷地(最小五平方米)	七〇利
(ヌ) 出品者個人建築用敷地(最小五平方米)	一二五利

五 出品者ノ特典

出品物ハ一時假輸入ノ形式ニテ納税シ、之ヲ九箇月以内ニ再輸出スル場合ハ輸入税ノ拂戻ヲ受クル特權アリ。又出品物ハ汽車運賃四割乃至六割ノ割引アリ、汽船運賃五割ノ割引ヲ受ク。

六 出品物ノ種類

出品物ノ種類ハ二十部門ニ區別セラル、之ヲ列舉セハ左ノ如シ。

第一部門 寶石、金銀細工並時計類

第二部門 刷毛類、金物、世帶道具、化粧品及玩具類

第三部門 玻璃類、磁器及陶器類其ノ他

第四部門 農林業關係品

(イ) 農業及林業用品

(ロ) 食料品、農産物、乳製品、冷凍工業品

(ハ) 酒、麥酒及果酒、天然礦泉及人造礦泉

(ニ) 家畜飼養業及牧畜業用品

(ホ) 狩獵並漁業用品

第五部門 美術品及寺院裝飾品

第六部門 各種織物類

第七部門 流行品、既製衣類、毛皮製品、婦人帽子及小間物

第八部門 家具、旅館用品、壁板及包裝用品

第九部門 皮革製品、履物、馬具並旅行用品

第十部門 運輸並運動用品

(イ) 鐵道用品

(ロ) 自動車

(ハ) 航空機

(ニ) 發動機船、短艇

(ホ) 荷車、乘用馬車

(ヘ) 自轉車及附屬品

(ト) 運動用器具

(チ) 旅行用品

第十一部門 樂器類

第十二部門 製紙業及印刷業關係材料並機械器具

第十三部門 輸出入業並廣告業關係用品

第十四部門 殖民地用具及殖民地產物

第十五部門 化學製品

(イ) 藥劑

(ロ) 化學工業用品

(ハ) 香料並石鹼

第十六部門 建築、燈火、暖房、水道及土木關係品

第十七部門 化學器械、度量器、光學用品、眼鏡、寫真機及活動寫真機

第十八部門 發明器及設計用品

第十九部門 電氣機械及器具類

第二十部門 一般機械類

但シ特殊機械類ハ第二十部門又ハ同種所屬ト見做サルル部門ニ編入スルコトヲ得

出品者ハ出品物ノ特質ニ鑑ミ、任意ニ其ノ所屬部門ノ撰定ヲ爲スコトヲ得

前記部門ノ外更ニ部門設立ノ必要ヲ認メタル場合ハ、事務局ハ隨意之ヲ附加スルコトヲ得ルモノトス

七 申込手續

出品希望者ハ出品申込書ニ借入スタンドノ坪數又ハ箇數等ヲ記載シテ、出品目錄及手數料十リヲ添へ、直接又ハ所屬領事館ヲ經テ期限迄ニ同事務局ニ申込み、借入料ハ出品許可證下附ノ日ヨリ十日以内ニ納ムルコトヲ要ス。本邦ニテハ商業會議所聯合會ニ於テ萬事出品ノ世話ナス。

八 參考事項

(イ) 未蘭市 同市ハ人口百萬アリ、伊太利全國ヲ支配スル第一ノ商工業ノ中心、各種商品ノ集散地ニシテ、外國ヨリ輸入セラルル貨物ハ一旦當市ニ運搬セラレ、卸商人ノ手ニ依リ、國內各都市ニ分散セラルル状態ニアリ、且附近ニハ、瑞西ヲモ凌駕スル勝地ヲ控へ、伊太利觀光客ノ通過要路ニ當リ、市街ノ殷盛繁華ノ點ニ於テ歐洲屈指ノ大都會ナリ。

(ロ) 本國際見本市ニ於ケル日本館開館式ノ狀況 (在未蘭隅部領事報告)

當市國際見本市ニ於ケル日本館ハ大正十五年四月二十一日羅馬記念祭ノ祝日ヲトシテ日本日ト定メ、同日午前十

一時本官主催ノ下ニ其開館式ヲ舉行セリ。式場ニハ在伊落合大使代理來栖一等書記官ヲ始メトシ眞崎、池田兩書記生其他當地在留邦人一同參列、同見本市ナヴァ總裁閣下カ同市評議員及主ナル職員ヲ隨へ來臨セルヲ迎へ、彼我對立群集環視ノ裡ニ直ニ本官ハ開館ノ辭ヲ述へ、落合大使代理來栖書記官ヲ紹介シ、同書記官ハ日本文ノ落合大使ノメツサージヲ朗讀セラレ、續ヒテ眞崎書記生ヲシテ其ノ伊語翻譯文ヲ朗讀セシメタルニ、ナヴァ總裁ハ欣然口ヲ開キ、只今落合大使ノメツサージニ見ヘタル如ク、今回日本カ日伊經濟關係ノ増進ニ留意セラレ、當見本市ニ正式參加セラレタルハ感謝措ク能ハサル所ニシテ、正ニ彼我兩國ノ友好親誼ヲシテ益々深刻ナラシメントスル好兆トシテ、欣快ノ至ニ不堪、此日本館ニ據リ日伊貿易ノ増進並ニ日伊親善ノ好果ヲ收メ得ヘキヤ本職ノ深ク信シテ疑ハサル所ニシテ、此意味ニ於テ本年ヨリモ一層來年ハ日本當業者諸君ノ多數參加セラレンコトヲ期待切望スル次第ナリ。未蘭日本領事ノ多大ノ御盡力ニ對シ、感銘措ク能ハサルハ勿論ナルカ、尙今回日本ノ參加ヲ實現セシメラレタル日本政府ヲ初メ、在伊日本大使及日本商業會議所ノ御努力ニ對シ、深甚ノ謝意ヲ表ス云々ト述へ終ツテ、本官長女及次女ヲシテ同總裁ニ花輪ヲ贈呈セシメタルニ、喜悅滿面深謝ノ意ヲ表セラレ、斯クシテ日本館開館式ハ最モ嚴肅ニ執行ヲ了セリ。夫ヨリ本官ハ總裁ニ本邦婦人連及役員連ヲ紹介シタル上、限ナク館内ヲ案内シ、一々本邦獨特ノ裝飾ヲ説明シ、且陳列商品ヲ紹介シ、見本市當局者ヲシテ大イニ本邦產商品ノ眞價ヲ徹底セシメ、館内觀覽ノ後一同庭園ニ出テ、記念攝影ヲ爲シテ散會セリ。

同日午後一時同見本市總裁ハ當地第一流料亭カンパリーニ於テ日本側委員六名ヲ招待シ、至極町重ナル午餐(日取り及人員ノ關係上羅馬尼亞側委員モ同席セリ)ヲ供セリ、デザートコースニ入ルヤナヴァ總裁立ツテ「本朝限部長事ノ二令嬢カ本職ニ見事ナル花輪ヲ贈與セラレタルハ眞ニ日伊親善ノ自然的發露ヲ意味スルモノナリ」ト先

ツロヲ切り、益々日伊友好關係ノ助長ニ貢獻センコトヲ力説シ、略開館式ト同様ノ説ヲ反覆シテ日本國皇帝陛下ノ萬歳ヲ奉祝シタル上更ニ日本政府、日本商業會議所及日本側委員ノ爲メ祝杯ヲ舉ケタルヲ以テ、本官ハ之ニ對シ答辭ヲ述ヘ乾杯セリ。

同日午後八時本官ハナウア總裁ヲ主賓トシ、見本市幹部及當地出身重ナル上下兩院議員並ニ當地重ナル官憲有力實業家本邦關係伊國商人及在留邦人等八十有餘名ヲ招待當地第一流料亭コーヴァニ於テ大晚餐會ヲ開催セシニ、僅々五日前ニ至リ急ニ日取變更漸ク三、四日前ニ案内狀ヲ發送セルト、祝祭日ニ相當シ同夜他ニモ三、四ノ大宴會アリ、如何ト懸念シタルモ、市長カ市會議事ノ爲メ止ムヲ得ス缺席セルト、其他先約又ハ旅行ノ爲メファシスト議員數名及商人數名ノ缺席ヲ看タルノミニテ、來賓中ニハ汽車ニテ三、四時間乃至五、六時間ノ遠方ヨリ態々出席シタルモノモ數名有之、出席總數七十餘名ヲ算シ、非常ノ盛會ニテ有之、デザートコースニ入りテ本官ハ演説ヲ試ミ、數回多大ノ拍手喝采ヲ博セリ。之ニ對シナウア總裁ハ「舊羅馬大帝國記念祝祭日ニ當リ、絶東友邦日本國ノ參加實現シ、當見本市ニ於ケル日本館ノ開館式ヲ舉行シ得タルハ、本職ノ頗ル欣快トスル所ナリ」トノ言ヲ冒頭ニ、亞ヒテ本官ノ同總裁ヲ賞揚セル讚辭ニ深厚ナル謝意ヲ述ヘタル後、言々句々本官演説ノ主旨ニ賛同感佩ノ意ヲ表シ、盛ニ熱誠ナル態度ニテ日伊ノ親交ヲ繰返シ、將來益々日本側カ當見本市利用ノ隆盛ナランコトヲ希望スルノ旨ヲ附言シ、併セテ本官今時ノ甚大ナル援助盡力ヲ多謝スルト同時ニ當晚餐會ノ盛宴ヲ感謝シ、本官並ニ在伊大使並ニ友邦日章帝國ノ爲メ乾杯セリ。夫ヨリ本官及總裁ノ演説ハ來賓一同ニ頗ル好印象ヲ與ヘタルモノノ如ク、彼我親善ノ歡談湧クカ如ク時ノ移ルヲ識ラス、漸ク十一時過キ大成功裡ニ散會セリ。

日刊新聞ハ生憎祭日ノ爲メ一日休刊シ、非常ニ出來事多カリシ二日分ノ幅輦記事ヲ一日分ニ短縮記載セル次第ナタリ。

(ハ) 本國際見本市ニ於ケル日本館ノ成績 (在未蘭隈部領事報告)

第七回未蘭國際見本市ハ例年ノ通り四月十二日ヨリ同二十七日ニ至ル十六日間開催セラレ、殊ニ本年ハ客年日本カ巴里萬國工藝美術博覽會ニテ建設セル日本館ヲ同見本市側ニ於テ購入シ同見本市構内ニ再建築スル事トナリタルヲ以テ、開會期前ヨリ多少見本市ニ對スル一般公衆ノ好奇心ヲ煽リ、當館ニ就キ、日本家屋建築ノ進捗程度ヲ問合セタル向等モ有之タル程ニテ、他ニ多數新參加ノ諸外國アリタルニモ拘ラス、本年度見本市ノ呼ビ物ハ一ニ日本館ニ集注セラレタルノ觀ヲ呈シ居タリ。

然ルニ建築工事抄シカラス開會期ニ入ルモ内部ノ裝飾ニ手ヲ下サレサル有様ニテ聊カ一般公衆ヲシテ失望セシメタルノ恨アリタルモノノ如キモ、其後開會期日ニ四、五日ヲ遅レテ本館丈ハ大半ノ竣工ヲ見ルニ至リ、旁々本邦商業會議所聯合會ノ斡旋ニ係ル本邦當業者發送ノ陳列見本品モ一部到着シタルヲ以テ、同館内部ノ裝飾商品ノ陳列ニ着手シ本邦ヨリ輸送ノ商品見本ハ本館目差ノ場所ニ一律整然陳列シ、更ニ室内ノ風情ヲ添ユル爲メ各室ニ青松、下藤、溪蓀等ノ生花ヲ施シ其他數軸ノ掛軸及數枚ノ大形錦繪ヲ以テ飾リ其他高價ノ美術品ヲ優美ニ排列シ場内周到至レリ盡セル日本趣味ノ發揮ニ努メ大ニ日本館ノ面目ヲ支持センコトニ力ヲ竭シタル結果、同十八日伊國皇太子殿下啓ノ節ハ日本家屋優雅ヲ御嘆賞ノ光榮ニ浴シタル次第ニテ、爾來日本館ノ位置館内偏鄙ノ箇所ヲ占メ居タルニモ拘ラス公衆日々雜沓引キモ切ラス、一ツハ好奇心ニ一ツハ日本館内ノ裝飾幽雅淨麗ナルニ醉ハサ

レ混雜當ニ名狀シ難ク、爲ニ窓硝子ヲ破損シ又ハ庭園ニ据付ケタル青銅製鶴ノ脚ヲ碎折スル等ノ騒キヲ演シタル程ニテ、見本市全館ヲ通シ頗ル人氣ヲ蒐集シ盛況ノ極ヲ致シ大成功裡ニ終了セリ。

十 維納國際見本市

一 目的

維納國際見本市ハ内外工業及卸賣商業ノ爲ニ維納見本市株式會社之ヲ經營シ、原則トシテハ小賣商人ハ其ノ出品人タルコトハ能ハス。維納ノ奢侈品工業ノ出品ハ世界的ニ有名ナリ。

二 會場

維納市内常設館(維納七世市ミューゼウム街一番地)

三 會期

春季 毎年三月第二日曜ヨリ約一週間(一九二七年ハ三月十三日ヨリ十九日迄七日間)

秋季 毎年九月第一日曜ヨリ約一週間(一九二七年ハ九月四日ヨリ十一日迄八日間)

四 陳列場借入料

陳列場ハ之ヲ無蓋店、有蓋店、曲角賣店、戸棚式賣店、戸外無蓋賣店、戸外有蓋賣店、特別陳列館及士間ノ數種ニ分ツ。其ノ料金左ノ如シ。

- (イ) 戸内ニ屬スルモノ 一平方米ニ付 一三 シリング 乃至 五五 シリング
- (ロ) 戸外ニ屬スルモノ 同 六、五 シリング 乃至 三〇 シリング

右料金ハ期日迄ニ支拂サレハ本見本市ニ參加スルコト能ハス。

五 出品者ノ特典

出品者ハ埃太利並外國ニ於ケル汽車賃及船賃ノ割引ヲ受ケ、且埃太利領事ノ旅券裏書料並課稅免除ノ證明書ノ交付ヲ受ク。

六 出品部類

- 第一部 織物類
- 第二部 衣類
- 第三部 靴類及皮革類
- 第四部 各種工藝品
- 第五部 金銀寶石類及裝身具
- 第六部 時計類及眼鏡類
- 第七部 硝子製品及陶磁器類
- 第八部 小間物類及輻輳細工品
- 第九部 喫煙用品
- 第十部 皮革製品及旅行用品
- 第十一部 洋傘及洋杖類
- 第十二部 運動具類

- 第十三部 玩具類
- 第十四部 寫真機
- 第十五部 活動寫真機及同部分品
- 第十六部 ビアノ及各種樂器類
- 第十七部 家具類
- 第十八部 木工作及籐製品
- 第十九部 家庭用品及臺所用用品
- 第二十部 事務所用品
- 第二十一部 紙類並紙製品及文房具類
- 第二十二部 包裝用品及廣告用品
- 第二十三部 印刷物及書籍類
- 第二十四部 石鹼、蠟燭、香水、櫛及化粧品類
- 第二十五部 醫療藥品
- 第二十六部 化學藥品類
- 第二十七部 各種護膜製品
- 第二十八部 齒科用品
- 第二十九部 光學用品

- 第三十部 建築用品
- 第三十一部 衛生用品
- 第三十二部 電氣器具類
- 第三十三部 光熱用品
- 第三十四部 鐵及金屬製品
- 第三十五部 農業機械及農業用品
- 第三十六部 機械類
- 第三十七部 各種車輛及同部分品
- 第三十八部 食品
- 第三十九部 雜貨

七 申込手續

出品ノ申込ハ一定書式ノ申込書ヲ同見本市株式會社ニ提出スレハ完了スルモノニシテ、會社ノ承認アラサレハ申込ヲ取消スコトヲ得ス。尙本邦ニ於ケル同見本市出品事務取扱所ハ在東京奧太利領事館ニシテ、出品ニ對シテ萬事ノ世話ヲナス由ナリ。

八 出品者ノ參考事項

(イ) 爭議ノ解決

會社ト出品人トノ間ノ爭議ハ、各其ノ代表者ヲ出シテ、仲裁々判所ノ裁判ヲ受クヘキコトニ定メラル。

(ロ) 一九二六年同見本市(秋季)ニ於ケル取引國

ア	ビ	シ	ニ	ヤ
エ	ジ	ブ	ト	
ア	ル	ゼ	リ	ヤ
モ	ロ	ツ	コ	
東亞弗利加及南亞弗利加				
ト	リ	ポ	リ	ー
ア	ル	ゼ	ン	チ
ブ	ラ	ジ	ル	
カ	ナ	ダ		
チ	リ	ー		
コ	ロ	ン	ビ	ヤ
メ	キ	シ	コ	
北	米	合	衆	國
ア	フ	ガ	ニ	ス
英	領	印	度	
支	那			

日	本
メ	ソ
蘭	領
パ	レ
シ	リ
濠	洲
ニ	ゲ
	リ
	ヤ

(ハ) 宿泊ノ便宜

同見本市株式會社ノ宿泊課ニテハホテル及素人下宿ノ宿泊ノ世話ヲナシ、又長期滞在ニ對スル種々ノ便宜ヲ取計ル。ソノ宿泊料左ノ如シ。

一等ホテル

三日間滞在宿泊料

塊貨九十七シリング(十四ドル)

高等下宿

同

六十二シリング(九ドル)

右ニハ宿泊料、食料、心附、諸税金等ヲ含ムモノニシテ、「一等ホテル」ノ分ニハステーショントホテルトノ送迎費モ含ム。

十一 瑞西バーゼル國際見本市

一 目的

本見本市ハ生産者ト需要者トノ直接取引ニ利便ヲ供與シ國際間ノ商業關係ヲ密接ナラシムルヲ以テ目的トシ、十年
前ニライプテヒ見本市ヲ模倣シテ創立セラレタルモノナリ。

二 會 場

從來ハ一定ノ會場ナカリシモ一九二六年バーゼル市ニ常設館設立セラレ、其ノ出品設備、情報事務、賣買ノ仲介及
廣告ハ非常ニ便利トナリ、昨年ヨリ之ヲ使用シツツアリ。

三 會 期

毎年四月約十日間（一九二七年ハ四月二日ヨリ十二日迄）

四 出品者ノ特典

(イ) 鐵道賃銀ノ割引

出品者及出品物ニ對シ瑞西國有鐵道ニ於テハ三割ノ割引ヲナス。

(ロ) 無料入場券ノ交付

出品者ニ對シテハ無料入場券ヲ交付セラル。

(ハ) 宿泊ノ便宜

本見本市本部ハ出品人ニ對シ安價ニテ宿泊ノ周旋ヲナス。

五 出品部類

一 醫化學藥品

二 寮所用品、刷子類、硝子製品、暖房及衛生用品

三 家具類

四 樂器類

五 運動用具及玩具

六 美術品及陶磁器

七 事務所用具

八 紙類及紙製品、學校用品

九 廣告、寫眞、美術及出版關係品

十 織物類及裝身具

十一 履物及皮革製品

十二 特殊木製品、金屬製品及ゴム製品

十三 特許品及發明品

十四 美術印刷用機械及同附屬品

十五 電氣關係品

十六 一般機械工具

十七 輸送用品

十八 各種工業原料品

十九 雜貨

六 申込手續

出品希望者ハ一定ノ申込書ニ依リ瑞西市、バーゼル市、同見本市本部宛申込ムヘシ。

七 出品者ノ参考事項

常設通報機關、本見本市常設館内ニ常設通報機關及常設の見本市事務機關ヲ設ケ、一年中出品人及顧客等ノ各方面ニ對シ、或ハ自發的ニ或ハ其ノ需ニ應シ賣買ノ仲介ヲナシ、必要ナル情報ヲ與ヘ、機關雜誌(月報)ノ發行ヲナス。

十二 フライグ國際見本市

一 目的

本見本市ノ目的ハ生産者ト取扱商人トノ直接取引ニ利便ヲ與フルニアリテ、「フライグ市」カ中央ノ商業的中心地トシテ重要視セラルル關係上今ヤ諸外國ノ参加スルモノ十六ヶ國ニ及ヒ、年々顯著ナル發達ヲ遂ケツツアリ。

二 會場

チエツコスロバキア國フライグ市内特設館及同廣場

三 會期

春季 三月二十一日ヨリ同月二十八日迄

秋季 八月二十九日ヨリ九月五日迄

四 陳列場借入料

(イ) 工業館(A館)

一平方米ニ付

二〇〇クローネ

(ロ) 機械館(B館)

同

二〇〇同

(ハ) 建築館(H館)

同

一五〇同

(ニ) 特別館(無線電信、運動具其ノ他)

同

一三〇同

(ホ) D、E、F館(家具類)

同

八〇同

(ヘ) 露天陳列場(機械及建築工業品)

同

自一至二五同

右陳列場ノ最少限度ハ左ノ如シ。

館内 陳列場

二、二五米平方

有蓋戶外陳列場

一八、〇〇米平方

露天 陳列場

五、〇〇米平方

(ト) 卓子(引出ナキモノ)

借入料

保證金

同

長サ六十糎

幅四十糎

一個ニ付

八クローネ

五二クローネ

同

同 八十五糎

同 五十糎

同

一二同

五八同

同

同 九十五糎

同 六十糎

同

一二同

五八同

同

同 百十糎

同 七十糎

同

一六同

六四同

同

同 百四十五糎

同 六十糎

同

一六同

六四同

同

同 百二十糎

同 八十糎

同

一六同

六四同

卓子(引出アルモノ)	同	九十五種	同	六十種	同	八同	五二同
同	同	百四十五種	同	六十種	同	一二同	五八同
(チ) 椅子	一脚ニ付					八同	五二同

五 出品者ノ特典

(イ) チエツコスロウアキア國政府ハ本見本市ヲ保税倉庫ト見做シ假輸入ノ取扱ヲナス。

(ロ) 鐵道賃銀ノ割引、出品人ハ其ノ乘車賃及出品物運賃ノ三割三分ノ割引ヲ受ク。(智惠古國內全鐵道)

(ハ) 本見本市ハ出品者ノ爲無料通譯ノ勞ヲ取ル。

六 出品部類

- 第一部 建築工業
- 第二部 機械類
- 第三部 電氣器具
- 第四部 木工業
- 第五部 織物工業
- 第六部 衣類工業
- 第七部 裝身具、小間物
- 第八部 皮革工業
- 第九部 硝子、陶磁器

- 第十部 美術工業
- 第十一部 化學工業
- 第十二部 食料品、農產品
- 第十三部 樂器
- 第十四部 玩具及人形
- 第十五部 紙及文房具
- 第十六部 貴金屬製品、寶石類、時計類
- 第十七部 雜貨

七 申込手續

出品人ハ本見本市本部ヨリ交付スル一定ノ申込書用紙ニ依リ陳列場借入料(卓子、椅子等ノ借入料ヲモ含ム)ノ二割五分以上ヲ添ヘテ本見本市本部ニ申込ムヘシ、尙在本邦チエツコスロウアキア公使館ニテ出品ニ關スル便宜ヲ計ル由ナリ。

八 出品者參考事項

(イ) 宿泊ノ周旋 本見本市當局ハ出品人ノタメ特ニ宿泊ニ關スル萬事ノ世話ヲナス。

(ロ) 保險 出品者ハ會期中出品物ニ對シ同見本市保險課ヲ通シテ保險ヲ付スルヲヨシトス、保險ヲ付セサル商品ニ對スル損害ニ對シテハ見本市當局ハ何等ノ責ニ任セス。

(ハ) 小賣及轉貸 出品物ノ小賣及陳列場ノ轉貸ハ嚴禁セラル。之ニ違反シタルモノハ即刻出品物ノ撤回ヲ命セラ

ルコトアルヘシ。コノ場合ニハ納付済ノ陳列場借入料ヲ返戻セス。

(二) 本見本市ノ出品者

智惠古國一流ノ製造業者及卸商二千五百名ノ取扱品ヲ展示ス、出品物ノ多クハ當國産ナルモ、外國ヨリノ出品モ大イニ歡迎シ、獨逸ノ金屬製品、各種器械類、玩具、陶器、埃太利ノ美術品、米國ノ各種農具等各國ノ産物ヲ網羅ス。

(ホ) 智惠古國ノ工業品中從來諸外國トノ間ニ取引ノ行ハレタル主要品及其ノ取引國ハ左ノ如シ。

商	品	取引相手國
一 織物類		露國
一 硝子製品		日本、英國、米國、佛國、丁抹、伊國及支那
一 アルバカ		佛國及ダルマシヤ
一 銀器類		同
一 陶器類		希臘及露國
一 機械類(農具ヲ主トス)		羅馬尼、洪牙利、ユーゴセルヴィア、波蘭及英國

十三 智惠古國ダニューブ國際見本市

一 目的

本見本市ハ智惠古國政府ト同國外交團トノ後援ニ依リ「ダニューブ國際見本市協會」ノ主催ノ下ニ開催セラレルモノ

ニシテ、供給者ト消費者トノ直接取引ニ利便ヲ與フルヲ以テ目的トナス。(創立一九二一年)

二 會場 フラテスライヴァ市内特設館

三 會期

毎年八、九月頃約十日間(一九二七年ハ八月二十一日ヨリ九月二日迄)

四 陳列場借入料

陳列場借入料ハ各室ヲ通シ一平方米ニ付

百クローネ

五 出品者ノ特典

(イ) 智惠古國政府ハ本見本市ヲ保税倉庫ト見做シ假輸入ノ取扱ヲナス。

(ロ) 出品者及出品物ニ對シ智惠古國各鐵道ハ三割三分ノ割引ヲナス。

(ハ) 本見本市ハ出品者ノタメニ無料通譯ノ勞ヲ取ル。

六 出品部類

第一部 建築材料及同機械

第二部 電氣器具

第三部 特産品

第四部 金屬工業品及機械類

第五部 木製家具

第六部 織物

- 第七部 皮革製品
 - 第八部 既製衣類
 - 第九部 事務所用品
 - 第十部 智惠古國美術品
 - 第十一部 紙類
 - 第十二部 裝身具、運動具及旅行用品
 - 第十三部 化學工業品
 - 第十四部 玩具及人形
 - 第十五部 硝子製品及陶磁器
 - 第十六部 寶石及金銀製品
 - 第十七部 食料品類
 - 第十八部 樂器類
- 七 申込手續
- 出品希望者ハ一定ノ申込用紙ニ依リ智惠古國ブラティスラーウア市ダニューウ國際見本市本部宛申込ムヘシ。
- 八 出品者ノ参考事項
- (イ) 一九二六年ノ出品者及入場者
- 出品者 一千五百名

入場者

十五萬人

(ロ) 入場券

入場券ハ二十五クローネナリ

(ハ) ブラティスラーウ市ニ就テ

本市ハ戰前ハンガリー國ニ屬シ、水郷トシテ廣ク遊覽者ニ知ラレタル地ニシテ、タトラノ靈峰トベスタラー及トレンスノ好溫泉場ヲ控ヘ近年同溫泉場カ頗ル立派ニ改良セラレタルヲ以テ遊覽者數ハ激増セリ、又重要貿易港タルダニューウ港ノ目醒シキ發展ト共ニ本見本市モ益々盛大ニ趣クヘク期待セラル。

十四 波蘭レンベルグ國際見本市

一 目的

本見本市ハ一九二二年ニ創立セラレ、波蘭政府及レンベルグ市當局ノ援助ノ下ニレンベルグ東部市場品株式會社ノ經營スル定期國際見本市ニシテ東西兩洋ノ通商ノ獎勵ヲ目的トシ、出者品ハ自國商品ヲ紹介宣傳スルト共ニ有利ナル條件ノ下ニ賣買ヲナスノ機會ヲ得ルコト得ヘシ。

二 會場

會場ハレンベルグ市大公園ノ中ニアル舊博覽會場及新設ノ大陳列場ニシテ、出品者ノ便ヲ圖リ會場ノ入口迄鐵道ヲ通シ、又専用ノ郵便局、電信局、電話局ヲ有シテ世界各國トノ接觸ノ便ヲ圖リツツアリ。尙銀行ノ設備アリ預金及引出ニ際シ何國ノ貨幣ヲ以テモ之ヲナスコト得。

三 會 期

一九二一年以來九月中約十日間開催（一九二六年八月五日ヨリ同月十五日迄）セラレタルモ本年ハ一月十四日ヨリ十六日迄三日間開催セラレタリ。

四 陳列場借入料

- (イ) 館内陳列場(區劃ナキモノ) 一平方米ニ付 三十法
- (ロ) 同 (區劃アルモノ) 同 三十五法
- (ハ) 戶外陳列場 同 八法
- (ニ) 卓子借用料 一箇ニ付 六法
- (ホ) 椅子借用料 一脚ニ付 三法

註 陳列場ノ最小限度ハ館内ニ於テハ四平方米、戶外ニ於テハ十平方米ナリ。

又嘗テ出品シタルコトアル出品者ニ對シテハ一割ノ割引ヲナス外、八平方米以上二十平方米迄ノ借用者ニハ一割、二十平方米以上五十平方米迄ノ借用者ニハ一割五分、五十平方米以上ノ借用者ニハ二割ノ割引ヲナス。

五 出品者ノ特典

- (イ) 本見本市ヘノ出品物ニ對シテハ波蘭政府ハ本見本市ヲ保稅倉庫ト見做シ、六箇月ノ期間ヲ以テ無稅通關ノ特典ヲ與ヘ、賣買セラレタル商品ノミニ課稅ヲナス。
- (ロ) 出品物ハ凡テ無料ニテ波蘭國有鐵道ヲ以テ運搬セラル。
- (ハ) 本見本市宿泊部ニテハ出品者ノ宿泊ニ關シテ特別ノ便宜ヲ圖ル。

六 出品部類

- 第一部 機械及同部分品(主トシテ農業關係ノモノ)
- 第二部 各種器具
- 第三部 裝飾用品
- 第四部 電氣關係品
- 第五部 石油工業用品
- 第六部 礦物類
- 第七部 織物類及同機械類
- 第八部 農業、林業、牧畜業關係品
- 第九部 運輸關係品
- 第十部 木製品、竹製品、籐製品
- 第十一部 建築材料品
- 第十二部 毛皮、鞣皮製品
- 第十三部 陶磁器、硝子器、家庭用品及臺所用品
- 第十四部 紙類、タイプライター及事務所用品
- 第十五部 寫真機、活動寫真機、光學器械、化學器械、時計類
- 第十六部 運動用具及玩具

- 第十七部 化學製品、醫療藥品、外科用器械、化粧品及衛生用品
- 第十八部 割烹用具及瓦斯暖房用品
- 第十九部 刷毛類及索網類
- 第二十部 食料品類
- 第二十一部 礦泉關係品
- 第二十二部 煙草類及喫煙用品
- 第二十三部 美術用品及音樂用品
- 第二十四部 書籍及教育關係品
- 第二十五部 廣告關係品
- 第二十六部 雜 貨

七 申込手續

出品希望者ハ所定ノ申込用紙ニ依リ波蘭國レンベルグ市アカデミツカ十七番地東部市場品株式會社宛申込ムヘシ。
尙在東京波蘭公使館ニテハ右申込ニ對シ便宜ヲ圖ル由。

八 出品者參考事項

- (イ) 陳列場借入料ノ支拂
- 出品者ハ申込認可證受領ノ日ヨリ十五日以内ニ料金ヲ全納スルコトヲ要ス。
- (ロ) 保 險

出品者ハ出品物ニ對シ本見本市保險部ノ保險ヲ付スルヘシ。保險ヲ付セサルトキハ本見本市當局ハ其ノ損害ノ責ニ任セス。

(ハ) 小 賣

小賣ハ嚴禁セラル、而シテ專ラ取引ノ契約ヲナスヘシ。

(ニ) 争 訟

凡テノ訴訟ハ現行レンベルグ法規及手續法ニ據リテ判決セラル。

十五 ポズナン國際見本市

一 目 的

ボズナン見本市ハ最初ハ國內的ノモノナリシカ一九二五年ヨリ國際的ノモノトナリ、最新式ノ廣大ナル陳列館ト廣大ナル戶外陳列場ヲ増設シ、今ヤ歐洲ニ於テ最モ重要ナル國際見本市ノ一トナレリ。而シテライブチヒ見本市ト同シ目的ニシテ、ボズナン市ノ經營ニ係リ、ポーランド國政府援助ノ官設國際見本市ナリ。

二 會 場

ボズナン市グロゴースカ街常設館及同廣場

三 會 期

毎年五月(一九二七年五月一日ヨリ同月八日迄)

四 陳列場借入料

(イ) 館内普通陳列臺

一平方米ニ付

二五ツロチー

同 曲角陳列臺

同

三〇同

同 特別陳列臺

同

三五同

(ロ) 戶外陳列場 五十平方米迄

同

五同

同 百平方米迄

同

四同

同 百平方米以上

同

三同

(最狭ノ場所ハ二十平方米トス)

(ハ) 卓子借入料

長サ一米ニ對シ

二、〇ツロチー

(ニ) 椅子借入料

一脚ニ付

一、五ツロチー

(ホ) 裝飾用柱

一本ニ付

三、〇同

(ヘ) 圓柱

同

八、〇同

(ト) 陳列臺區劃造作料

二〇、〇同

卓子、椅子、圓柱及裝飾用柱等ハ參加申込ト共ニ註文セル者ニノミ交付セラル。

五 出品者特典

(イ) 關稅

波蘭國政府ハ本見本市ヲ保稅倉庫ト見做シ假輸入ノ取扱ヲナス。

(ロ) 出品目錄ニ無料廣告

(ハ) 出品物ノ運賃免除

出品者ハ本見本市本部ヨリ發行スル出品目錄ニ四行以下ノ大イサヲ以テ無料ニテ廣告ヲ掲載スルコトヲ得

出品物ハ凡テ波蘭官設鐵道ニヨリ無料ニテ運搬セラル。

六 出品部類

第一部 織物類

第二部 既製衣類

第三部 裝身具

第四部 玩具及運動具

第五部 紙類、文房具類及包裝用材料品

第六部 樂器類

第七部 美術用品及製圖用品

第八部 硝子製品及陶磁器類

第九部 家具類、木製品及藤製品

第十部 化學工業品

第十一部 豚毛製品及綱索製品

第十二部 食料品及日用品

第十三部 農業製產品

- 第十四部 機械類及金物類
- 第十五部 家庭用品
- 第十六部 各種運送用品
- 第十七部 電氣用具
- 第十八部 燈光用品
- 第十九部 建築用品
- 第二十部 雜貨

七 申込手續

出品希望者ハ本見本市本部ヨリ交付スル一定ノ申込書ニヨリ「ボズナン市グロゴースカ街四十二番地ボズナン國際見本市事務所、又ハ在東京波蘭公使館ニ申込ムヘシ。右公使館ニテハ出品ニ關シ凡テノ便宜ヲ與フル由。

八 出品者ノ参考事項

- (イ) **ダイレクトリ**ニ於ケル廣告料
 - 白 頁 一頁ニ付 一〇〇ヅロチ
 - 同 半頁ニ付 六〇同
 - 同 四分ノ一頁ニ付 三五同
 - 同 色 付 頁 一頁ニ付 一三〇同
 - 同 半頁ニ付 七五同

- 同 四分ノ一頁ニ付 四〇ヅロチ
- 特別厚紙頁 一頁ニ付 一七五ヅロチ

右廣告料ハ支拂請求ノ日ヨリ二週間以内ニ納付スルコトヲ要ス。

(ロ) 争議

凡テノ苦情ハ見本市閉會後三週間以内ニ本見本市本部ニ申出ツヘシ本見本市當局ハ責任ヲ以テ其ノ解決ニ當ル

(ハ) 本見本會場内ノ規定

- 第一條 商品ハ開會六日前ニ陳列ヲナスヘシ
- 第二條 陳列スル商品ハ登録セルモノニ限ル
- 第三條 陳列品ハ閉會迄持出スヘカラス又出品者ハ其ノ顧客ニ對シテハ必ス面會ノ需ニ應スヘシ
- 第四條 各陳列臺ノ兩側ハ顧客ヲ入レルタメ空スヘースヲ設ケ置クコトヲ要ス
- 第五條 窓ヲ閉ニテ閉スヘカラス
- 第六條 「廣告ビラ」ハ自己ノ陳列臺ニノミニ貼布スルコトヲ得ルモ他ノ出品者ノ陳列臺及ヒ「廣告ビラ」ノ妨害トナルコトヲ許サス
- 第七條 自己ノ陳列臺以外ノ場所ニ「廣告ビラ」ヲ貼布スルニハ特別ノ認可ヲ受ケ且特定ノ料金ヲ納付スヘシ
- 第八條 種々ノ印刷物ハ名自ノ陳列臺ニ於テノミニ配布スルコトヲ得
- 第九條 見本市當局ノ利益ニ反スル「廣告ビラ」ハ同事務局ノ請求ニヨリ撤去スヘシ
- 第十條 見本市當局トノ契約ハ凡テ同本部ニヨリ文書ヲ以テ承認セララルコトヲ要シ口頭ノ契約ハ凡テ無効

ナリ

- 第十一條 本見本市事務局ハ特別ノ規定ニヨリ一定ノ料金ノ徵集シ以テ水、瓦斯、電氣ヲ出品者ニ供給ス
- 第十二條 火氣ノ使用ハ本見本市事務局ノ特別ノ認可ヲ得テ始メテ許サル
- 第十三條 出品者ハ一般人ノ迷惑トナルカ如キ一切ノ行爲ハ堅ク慎ムヘシ
- 第十四條 本見本市本部ハ毎日閉館後會場内外ノ警備ノ任ニ當ルモ個人及其ノ財産ニ生シタル損害ニ對シテハ何等ノ責ニ任セス
- 第十五條 毎日閉館後ニ於テ出品者カ陳列臺ノ看守ヲナサント欲スルトキハ本見本市本部ノ特別ナル許可ヲ受クヘシ尙看守人ハ夜中退去スルコトハ堅ク禁セラル
- 第十六條 本見本市陳列場全部ハ本見本市事務局ニ於テ管理ヲナス
- 第十七條 各自ノ陳列臺ハ各自ニ於テ過失ナキ様注意シ、自己又ハ其ノ使用人ニ於テ生セシメタル損害ニ對シテハ各自其ノ責ヲ負フヘシ
- 第十八條 出品物ノ包装ニ使用シタル材料品ハ開會當日ノ午後四時迄ニハ全部取片付クヘシ
- 第十九條 陳列臺ノ造作及裝飾ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス
- 第二十條 本見本市ノ寫眞ヲ撮影セント欲スルモノハ本部ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二十一條 衛生救護局、消防局、郵便爲替局各出張所及巡查派出所等ハ本見本市ノ會場内ニ設置ス
- 第二十二條 會場内ニ本見本市ノ補助機關トシテ印刷發行部、報道部、旅行部及通譯部等ヲ設置ス
- 第二十三條 本見本市ハ出品人ニ對シ宿泊ニ關スル凡テノ報道ヲ供給ス、コノ報道ヲ希望スル者ハ特別ノ料金ヲ納ムヘシ

第二十四條 本見本市開會中出品者ヘノ通信ハ「ボズナン見本市」宛ニ差出シ、會社名、陳列臺ノ番號及代表者ノ氏名ヲ附記スヘシ

十六 西班牙バルセロナ國際見本市

一 目的

里昂ノ國際見本市ヲ模倣シタルモノニシテ一九二〇年以來毎年開催セララル定期國際見本市ナリ。

二 會場

バルセロナ市

三 會期

毎年五月十五日ヨリ同月末日迄

四 陳列場借入料

- A 陳列場(十六平方米ノモノ) 六〇〇ペセタス
 - B 陳列場(八平方米ノモノ) 三五〇ペセタス
- 但右以外ノ小分割區ノ希望ニモ應セラレル由ナリ。

五 出品部類

一 農業部

- 二 園藝部
- 三 醫化學藥品部
- 四 化學製品部
- 五 鑛山用機械部
- 六 電氣機械部
- 七 建築材料及裝飾部
- 八 纖維工業部
- 九 美術工藝品及物類部
- 十 貴金屬及寶石類部
- 十一 刷子部
- 十二 玩具部
- 六 (イ) 出品者ノ資格
 - 各國ノ生産者及製造者ハ出品資格ヲ有シ卸商並代理店モ生産者及製造業者ノ名ニ於テノ出品スルコトヲ得。
 - (ロ) 商品引渡禁止
 - 陳列品ハ即賣ヲ禁セラルルモ、其ノ注文ヲ受クルコトヲ得。

十七 希臘サロニカ國際見本市

一 目的

本見本市ハ一九二六年ノ創設ニ係リ、希臘國政府商務省及サロニカ市商業會議所贊助ノ下ニ同見本市委員會ノ主催スル定期一般國際見本市ニシテ、世界各國ニ對シ其ノ出品ヲ求メツツアリ。

二 會場

サロニカ市内特設館

三 會期

每年秋季十五日間(一九二七年ハ九月十八日ヨリ十五日間)

四 陳列場借入料

- (イ) 館内陳列場 一平方米ニ付 三百ドラクム
- (ロ) 硝子入陳列棚 長サ一米ニ付 百五十ドラクム
- (ハ) 卓子 長サ一米ニ付 三百ドラクム
- (ニ) 館外陳列場(被蔽ノアルモノ) 一平方米ニ付 二百ドラクム
- 但シ四平方米以上ノコト
- (ホ) 露天陳列場 一平方米ニ付 百五十ドラクム
- 但シ四平方米以上ノコト

註 三十ドラクムハ約我一圓ニ當ル

五 出品者ノ特典

(イ) 關稅及入市稅ノ免除

出品者ノ搬入スル貨物ニ對シテハ凡テ關稅並ニ入市稅ヲ免除セラル。

(ロ) 鐵道運賃ノ割引

出品者並出品物ニ對スル希臘國各鐵道ハ所定ノ運賃ヨリ五割ノ割引ヲナス。

(ハ) 見本市參加者ノ旅券ニ對シテハ海外駐在希臘領事ノ查證手数料ノ割引ヲナス。

六 申込手續

出品希望者ハ在橫濱希臘領事館ニ申込ムトキハ萬事出品ニ關スル世話ヲナス由ナチ。

十八 ニージエ・ノヴゴロト定期市

(1) ソウイエート聯邦共和國定期市中寧ろ世界的ノ性質ヲ有スルモノハニージエ・ノヴゴロト定期市ニシテ毎年七月十五日ニ始マリ九月十日ニ終ル。其取引高ハ既往十數年前ニ比シ著敷減額シタリト雖モ開市中此ノ市場ニ上ル商品ノ價格概計一億七千二百萬留ノ内其取引濟トナリタルモノ一億六千九十九萬留ニ上レリ。一八一七年迄此ノ市場ハ黃水湖岸ニ存在セシカ同年中現在ノ位置ニ移轉シタルナリ。地理上ヨリ見タルニージエ・ノヴゴロトハ歐露ノ農産地帯ヲ貫流スルウオルガト其支流タルオカ河トノ咽喉ニ當リ、一方莫斯科、聖彼得堡ヲ通シテ水陸兩道共貨物ノ運搬ニ便ナルト共ニ他方ニ於テウオルガヲ通シテ中央及南部地方ヨリ裏海ニ達スル要路ニ位スルヲ以テ夏季ニ於ケル交通運輸ノ利便此上ナキ地點ヲ占メ且烏拉爾及西比利亞ニ對シテモ商業上至便ノ要衝ニ在リ。

(2) ソウイエート共和國聯邦人民通商部ニ於テハ本年度開催ノニージエ・ノヴゴロトマルク(定期市)へ東方隣接

諸邦商人ニ依テ搬入セラルヘキ貨物ニ對シ免税スヘキ命令ヲ發セリ。

此布告ニヨレハ本年七月十五日ヨリ九月十五日迄ノ期間同定期市へ土耳其、アフガニスタン、西部、中央部及東部支那、タントウビン共和國及蒙古等諸邦商人ノ參加ト右諸國ヨリ羊毛、棉花、ケブフア、ゴム、生絲、生皮未鞣毛皮、烏毛及羊毛皮等ノ自由輸入ヲ許可セラレタリ。

土耳其ヨリ此定期市へ輸入スヘキ上記貨物以外ノモノニ對シテハ一般輸入ニ關スル手續ヲ適用ス。

波斯ヨリノ參加及商品搬入ニ對シテハソウイエート共和國聯邦波斯駐在商務代表カ發給スル輸入免許書アルモノニ限リ之ヲ許ス。而シテ右免許セラレテ搬入セシ商品ト同數量ノ露國商品ヲ購入シテ輸出スヘキ義務ヲ負ハシム。

但シ右取扱方法ニ關シテハ追テソウイエート共和國聯邦人民通商部ヨリ訓令アルヘキ筈ナリ。市場ニ於テ購入シ得ルソウイエート國產商品(外國輸出禁止品又輸出入許可書ヲ要スル商品ヲ除キ)輸出證明書ヲ要セスシテ東方諸邦へ輸出スヘキコトヲ許可セラル。

右輸出品ノ國境稅關自由通過期ハ八月一日ヨリ十一月十五日迄ナリトス。

(3) 一九二六年度ニージエ・ノヴゴロト定期市ニ輸入セラルル貨物ニ對スル關稅特典ニ關スルソウイエート聯邦人民委員會會議決定

ソウイエート聯邦人民委員會會議ハ左ノ通決定ス

第一條 一九二六年六月十五日以降同九月十五日ニ至ル迄ノ期間ニ於テソウイエート聯邦ト土耳其、波斯、アフ

ガニスタントノ陸境又ハ裏海諸港ヲ經由シテニージエ・ノヴゴロト定期市ニ輸入セラルル前掲諸國產貨物ニ對

シ左記關稅ヲ定ム。

- 一 原料棉花(清淨セサルモノ)及清淨シタルモノ)及屑棉 無 稅
 - 二 洗淨、未洗淨又ハ未染色ノ獸毛及鳥毛、未染色ノ屑毛 無 稅
 - 三 羊皮及山羊皮(現行「ソ」聯邦關稅定率ヲ以テ更ニ有利ナル特典ノ定メナキ限リ)
 - イ 未精製品 百疋ニ付 三 留
 - ロ 精製セラレタルモノ未染色ノモノ 同 九 留
 - ハ 精製ノ上染色セラレタルモノ 同 一五 留
 - 四 護 謨 風袋込百疋ニ付 二留八十哥
- 第二條 波斯、土耳其、アフガニスタン、支那、唐努烏梁海及蒙古ヨリ輸入セラレニージエ・ノウゴロド定期市ニ於テ賣却セラレサリシ商品ニシテ一九二六年十一月十五日前ニ前掲諸國ニ再輸出セララルモノニ對シテハニ
 ージエ、ノウゴロド定期市委員會ノ證明ニ依リ國境稅關ニ於テ關稅ヲ拂戻ス。
- 第三條 第二條所載ノ諸國ヨリ輸入セララル貨物ノ検査及此等貨物ニ對スル關稅其他ノ公課ノ納入ハ該貨物處分權者ノ希望ニヨリテハ輸入地點ノミナラス定期市場區域ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得可シ。
- 一九二六年四月二十七日莫斯科クレムリンニ於テ

ソウイエート聯邦人民委員會議長代理 ヤ、ルズダツグ
 書記官長 イ、シローシニコフ

十九 玖馬國際見本市

一 目的

玖馬國際見本市ハ玖馬國政府ノ保護ニ依リ農商労働大臣ヲ委員長トセル委員會ノ主催ノ下ニ開催セララルモノニシテ、内外ノ生産者ト商人ノ利便ヲ圖ルヲ以テ目的トナス。

二 會 場

ハバナ市内特設館

三 會 期

毎月三月二週間

四 陳列場借入料

A級 (獨立陳列場、間口四米、奥行三米、高サ四米ノモノ)

一人ニテ借入ルル場合 一室ニ付 三百 弗

二人ニテ借入ルル場合 同 三百六十 弗

三人ニテ借入ルル場合 同 四百 弗

B級 (簡易陳列場、出品者ニ於テ造作ヲナスヘキモノ)

一平方米ニ付 (但最小限度六平方米) 二十五 弗

C級 (屋外陳列場)

一平方米ニ付 (但シ最小限度六平方米) 二十 弗

五 出品者ノ特典



(イ) 玳馬國政府ハ本見本市閉會後返戻セラルル商品ニ對シテハ關稅ヲ免除ス。

(ロ) 「ハバナ港汽船會社」ハ本見本市ニ參加スル者及其ノ出品物ニ對シ二割五分乃至五割ノ割引ヲナス。

(ハ) 玳馬國鐵道會社ハ本見本市ノ出品者及出品物ニ對シ五割ノ割引ヲナス。

六 出品部類

- 第一部 農業關係品
- 第二部 廣告關係品
- 第三部 砂 糖
- 第四部 建築材料及同用具
- 第五部 電氣用品
- 第六部 寫眞及活動寫眞用品
- 第七部 香料及化粧品
- 第八部 木 材
- 第九部 紙類書籍及事務用品
- 第十部 織 物 類
- 第十一部 寶 石 類
- 第十二部 醫化學用品
- 第十三部 硝子器、陶磁器及石器

- 第十四部 金物類及機械類
 - 第十五部 特殊原料品及製造品
 - 第十六部 樂 器 類
 - 第十七部 葬祭用品及バザール用新奇品
 - 第十八部 商業會議所及公報局關係品
 - 第十九部 皮 革 類
 - 第二十部 化學製品
 - 第二一部 食 料 品
 - 第二二部 運動具、玩具及學校用品
 - 第二三部 煙 草
 - 第二四部 織物、菓子及流行品
 - 第二五部 輸送用品
- 七 申込手續
- 出品希望者ハ本見本市本部ヨリ交付セラルル申込用紙ニ必要事項ヲ記入シ、出品物及出品物管理者ノ寫眞二葉（五
 糶大）ト陳列場借入料半額ヲ添ヘ「玳馬共和國ハバナ私書函二三七五見本市事務所」ニ申込ムヘシ。
- 八 出品者參考事項
- (イ) 證 明 書

本見本市事務所ニテハ内外ノ参加當業者ニ對シ、無料ニテ證明書ノ交付ヲナス、コノ證明書ヲ有スルモノハ右第五項ニ掲クル凡テノ特典ヲ與ヘラレ又無料ニテ入場ヲナスコトヲ得。

(ロ) 宿 泊

右證明書携帯者ハ商業會議所及商業團體ノ組織セル宿泊委員會委員ヨリ宿泊ニ關シテ種々ノ便宜ヲ與ヘラル。

(ハ) 型 錄

出品者ハ本見本市型錄ノ無料交付ヲ受クルコトヲ得。

(ニ) 保 險

出品者ハ萬一損害ヲ生シタル場合其ノ賠償請求ヲナストノ誓約書ヲ同本部ニ提出セサル限りハ出品物ニ對シテ保險ヲ付スルコトヲ要ス。

二十 河内國際見本市

一 目 的

河内見本市ハ佛本國及佛領印度ニ近接セル海峽植民地、蘭領印度、比律賓、暹羅、香港、支那、朝鮮、日本等ノ出品者ニ依リテ提供セラレタル物産製品ヲ佛領印度支那ニ周知セシムルト同時ニ、外國ニ對シテハ之ニ依リテ佛領印度支那ノ購買力ヲ知ルト共ニ其ノ生産品並ニ生産能力ヲ知悉スルノ機會ヲ與ヘ、佛領印度支那ニ於テ如何ナル自國製品カ需要セラルルカヲ知ラシムル目的ニシテ毎年定期的ニ開催セラルルモノナリ。

二 會 場

河内市鐵道停車場附近ノ舊博覽會敷地

三 會 期

毎年十二月(約二週間)一九二六年十一月二十八日ヨリ十二月十二日迄)

四 陳列場借入料

外國ヨリノ出品者ニ對シテハA級及B級陳列臺ヲ提供ス其ノ料金左ノ如シ。

A級陳列臺

(イ) 角 陳 列 臺 約二百六十平方呎 一〇〇弗

(ロ) 其 ノ 他 約百九十五平方呎 八〇弗

B級陳列臺

(イ) 角 陳 列 臺 約三百二十平方呎 一〇〇弗

(ロ) 其 ノ 他 約二百六十平方呎 八〇弗

此等ノ陳列臺ハ九月末日迄外國出品人ノ申込ヲ受ケ其ノ後ハ委員會ニ於テ當地方出品者ニ割當ツルコトアルヘシ。

五 出品者ノ特典

(イ) 佛國政府ハ同見本市ヲ保税倉庫ト見做シ假輸入ノ取扱ヲナス。

(ロ) 運賃割引

東京芝浦又ハ神戸ヨリ海防マテノ運賃ハ一噸(四十立方尺)ニ付十五圓(規定運賃ノ五割四分引)、海防、河内間ノ鐵道運賃ハ重量噸一弗噸ニ付概算十一圓三十七錢、河内驛ヨリ會場迄ノ運賃ハ一圓十七錢見當ナリ。

六 出品部類

本見本市ニ於テハ商品別ニ陳列ヲナス、佛本國、外國、佛領印度支那ノ三部ニ分チA級館及B級館ハ外國出品ノ陳列ニ充テラレ、C級館ハ一般商人及土着ノ工業家カ單ニ見本ヲ陳列スルタメニ使用シ(販賣ヲ嚴禁)、D級館ハ佛本國出品者ノ専用ニ供セラル。ソノ他ハ佛領印度支那ノ出品者ニ提供セラルルモ、自動車、各機械類及工具類等ハ特別館ニ於テ陳列セラル。

七 申込手續

參加ノ申込ハ出品人ニ於テナスヲ要シ、一定ノ申込書ニ陳列場借入料ノ半額ヲ添ヘテ同見本市事務所ニ申込ムヘシ。本邦ニ於テハ商業會議所聯合會ニ於テ其ノ出品ニ關スル事務ヲ取扱フ。

八 出品者ノ參考事項

- (イ) 正式型錄 本見本市ニ於テハ出品者ノ住所、氏名、商品及陳列臺番號ヲ記載セル正式型錄ヲ發行シ之ヲ出品人ニ一部宛無料ニテ頒布ス、故ニ出品人ハ八月三十一日迄ニ記載申請ヲナスコトヲ要ス。
- (ロ) 廣告 各出品人ハ各自陳列臺ノヴエランダノ格子扉ヲ利用シテ豫メ委員會ノ許可ヲ得タル廣告板又ハ看板等ヲ取付クルコトヲ得、正規以外ノ廣告ヲナサント欲スル者ハ特別ナル料金ヲ收メテ特別ナル手續ヲ以テ委員會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。
- (ハ) 販賣 出品セラレタル商品ハ見本市開會前ニ販賣スルコトヲ嚴禁ス、又開會中ニ販賣契約ヲ締結セル商品ハ閉會迄持出スコトヲ得ス。
- (ニ) 委員會 見本市委員會ハ隨時見本市入場料ヲ徵集スル權能ヲ有ス。

(ホ) 開場時間 午前八時ヨリ午後七時迄(日曜日ヲモ含ム)

午後七時十五分後ハ消燈ヲナシ、見本市場内ノ通行ヲ禁ス。

(ヘ) 交通 車馬ハ老人、病人、不具者ヲ乘セタル人力車ニシテ本部ノ許可ヲ得タルモノヲ除クノ外ハ開場時間中一切場内ニ入ルヲ禁ス。

陳列臺ニ商品ヲ運搬スル諸車ノ交通ハ午前八時限、午後八零時ヨリ二時迄トス。場内ヲ自轉車ニ乘リツツ交通スルヲ嚴禁ス、此ノ場合ハ手ニテ押シ行クカ又ハ會場ノ入口ニ殘シ置クヘシ。

(ト) 事務所 會場内ニハ見本市役員事務局、稅關事務所、警官詰所、郵便局、電信局、電話局等ノ設備アリ。

(チ) 裁判 出品人ト見本市本部トノ間ノ爭議ハ河内商業裁判所ノ裁判ヲ受クルコトニ定メラル。

一九二四年河内見本市ノ成績(在海防省領事報)

一九二四年度河内見本市開催ニ際シテハ當領隣接諸外國ノ參加テフ機微ナル問題ヲ控ヘタルモ、其齋セル結果ハ大イニ祝福スルニ足リ將來引續キ諸外國出品人ノ増加ヲ望マサルヲ得ス。

抑河内見本市ハ管内、佛本國並ニ隣接諸外國ノ製品ヲ當殖民地ニ紹介シ、又是等參加諸外國人ヲシテ當領ノ富源、製產品並ニ原料品ノ將來ヲ知悉セシムルヲ目的トスルト共ニ特ニ當領土人ノ開發ニ留意スル事ニ於テ特異ノ性質ヲ有スルモノナリ。

本年ハ佛本國特ニ隣接諸外國ニ對スル宣傳ニ努メ日本、蘭領印度支那、海峽殖民地、朝鮮、暹羅等ニ配布シタル廣告二千、英佛兩文小冊子實ニ二千八百冊ニ及ヒ、一方在外佛人商業會議所モ亦大ニ應援スル處アリタルカ其比律賓及日本ニ於ケル行動ハ特ニ著シキモノアリタリ。其結果日本、比律賓群島及雲南ハ公式ニ見本市ニ參加シ支那人トシテハ

一芝罘商人ノ出品ヲ見タリ。日本ハ東京商業會議所ノ庇護ニ依リ陳列所十ヶ所ヲ占メ著名ナル日本商店十八ノ出品アリタルカ其重ナル商品左ノ如シ。

金箔及アルミニウム箔、人造眞珠、硝子製頸飾、絹布、綿布其他、陶磁器及薩摩燒、玩具小間物、革製品、ニツケル製品、アンチモニー、寄木細工、護謨製品、瑛瑯器、莫大小製品、麻布類、モスリン、セルロイド製品、菓子、ビスケット、綿製品、雨傘、日傘、鉛筆、硝子製品、亞麻及大苧麻製品、飛行機用布地、消防唧筒用水管、帆布、綿製原布、縮布、敷物、綿布及麻布晒木綿、捺染織物、寶石類、金銀細工、捺出鉛筆(純銀製及ニツケル製)

比律賓群島政府モ亦公式ニ當見本市ニ參加シ馬尼刺市商工協會代表者二名ヲ派遣セリ。而シテ多數ノ出品アリタルカ其重ナルモノハ

織物、葉卷及紙卷煙草、礦泉水、帽子、ビスケット、炭酸水、木材、糖菓、大麻、ジャム、果物、鐘詰、レース、椰子油、莫蔗、樂器、釀造製品、刻煙草、貝細工等ナリ。

雲南ノ參加ハ雲南政府、雲南佛國人商業會議所及雲南府駐在佛國外交代表者ノ斡旋ニ依ルモノニシテ出品者三十名ニ達シ

皮革、陶磁器、錫、硬玉、銅、青銅及象牙製品、骨董品、敷物、敷布等ノ出品アリタリ。右ハ第一回ノ試ミトシテハ充分ノ成功ト云フヘク、又現行關稅率カ隣接諸外國トノ通商關係ヲ自由ニ發展セシメサル恨ミアリトスルモ吾人ノ努力虛シカラス見本市ニ依テ開カレタル取引關係ノ將來永ク繼續セン事ヲ希望シテ止マス。次ニ領内諸州ノ出品ヲ見ルニ、老鴉ハ本年ニ至リテ始メテ數噸ニ餘ル非常ニ興味アル織布ヲ出品シ工業家ノ注意ヲ喚起シタル外其他ノ出品ニ依リ世人ヲシテ交通完備シタル曉ニハ其包有スル無盡ノ富源ヲ利用シ得ヘキコトヲ知ラシメ

タリ、其ノ主ナル老鴉出品左ノ如シ。

ステツクラツク各種、煙草、穀類、藥品、珈琲、脂肪原料、搾油原料、樹脂、護謨、染料、材木及礦物、シヨール等

安南保護領陳列室ハ恰モ特別館ノ觀ヲ呈シ縱覽者ヲシテ安南物産全部ヲ一望ノ下ニ熟知セシムルコトヲ得タリ。其ノ物産ノ主ナルモノ左ノ如シ。

綿布、ステツクラツク、煙草、刺繡品、縮縐子、絹、陶器、彫木、順化府木履、肉桂、鹽水漬及鹽魚、土人用鑄鐵及銅製品、莫蔗、銅、纖維製及織物製團扇等

交跡支那ノ陳列所ニハ

粳米、藤製家具、蘭筵、鼈甲細工、ユサテツク黒玉、農具、絹縐子、絹絲、青銅、銅製及陶製美術品等ノ出品アリタリ。

東浦塞ノ陳列所ハ例年ノ通り觀客ヲ集メ特ニサンボノ賣行盛ナリキ。

東京府内ノ諸省モ各所屬地方長官ノ慇懃ニ依リ其製產品ヲ以テ參加シ孰レモ相當ノ效果ヲ納メタリ。

終リニ本年ノ成績ヲ數字ヲ以テ示サンニ

一九二四年度見本市開期中ニ於ケル現金取引及信用取引ノ總額左ノ如シ。

一三五、〇一五ピアストル四〇仙トニ、〇一四、二二〇、〇〇法

其中參加諸外國ノ賣上高ヲ示セハ

日 本

一、六三六ピアストル四二仙

雲南 二、四〇〇同
比律賓 一、三五〇同

ナリ。前記一三五、〇一五、四九仙ヲ平均相場一ピアストルニ付十法十四參ニ換算セハ一、三六九、〇五七法〇七トナリ
合計三、三八三、二七七法〇七參ニシテ、一九二三年度ノ總額三、五〇二、二一一法二四參ニ比シ一八、九三四、法一七
參ノ減額ヲ示セリ。又出品者數ノ統計ヲ示セハ左ノ如シ。

土人出品者 一、七一六人

佛蘭西人出品者 五二一

自己専用陳列所建設出品者 九

外國出品者

日本 一八

暹羅 一

支那 一

雲南 三〇

比律賓 一二

合計 一、八三九人

即チ一九二三年出品人總數 一、三四五人

ニ對シ約五百人ノ増加ヲ示セリ。

一九二五年河内見本市ノ成績 (在海防管領事報)

大正十四年十一月二十九日ヨリ十二月十三日迄佛領印度支那河内ニ開催セラレタル河内見本市ノ成績ヲ見ルニ、外國
品ノ出陳前年度ニ比シ振ハサリシハ主催者見本市委員會(河内商業會議所議員ニテ構成ス)モ之ヲ認ムル通り佛領印度
支那現行關稅率ノ高率ナルコトカ昨年參加シタル諸外國ヲ失望セシメタルニ依ルヘシ。即チ大正十三年ノ見本市ニ國
際的色彩ヲ添ヘタル支那、雲南、比律賓ノ參加ナク僅ニ東京商業會議所聯合會ノ斡旋ニ依ル左記日本商店ノ出品アリ
タルニ過キス。

參加商店名 出品物 賣行狀況

錦光山商店 薩摩燒 開會當日大部分賣約濟

北清水商店 七寶品及青銅美術品 佛人側ノ歎賞ヲ博シタルモ會期中賣約シ得タルモノハ
安値ノモノ多シ

永松商店 京人形其他玩具 純粹ノ日本物賣行ヨシ

佐佐木硝子店 硝子製品 土人ニ小卸トシテ會期中全部賣約濟

然ルニ本邦スタンドカ唯一ノ外國品出陳場トナリタル爲開會勿々佛人並ニ土人入場者ノ人氣ヲ集メ、且薩摩燒、七寶
燒、青銅美術品、京人形其他ノ玩具ハ佛人側ノ、硝子製品ハ土人側ノ好尚ニ投シタル爲メ其賣行盛ニシテ本邦製品ノ
紹介宣傳トシテハ十分ノ效果ヲ舉クルヲ得タリ。

茲ニ注意スヘキハ右ノ本邦品ニ對スル當領稅率左ノ如シ。

薩摩燒 平均元價ノ五歩

七寶燒、青銅美術品 同 一割七分

京人形其他玩具
硝子製品

同 六歩五厘
同 八歩三厘

トナリ同種商品ノ當領市場ニ於ケル賣値ヲ標準トセハ決シテ輸入販賣ニ支障ヲ來スカ如キ高率ナラサルコトク又豫テ當領稅關ノ苛酷ナル取扱振ニツキテハ兎角ノ議論アリタル處ナルモ今回ハ何等ノ問題起ラス順調ニ通關スルコトヲ得タリ。

本年ハ從來ノ經驗ニ鑑ミ歐洲人一人ニ付五仙土人ハ二仙ノ入場料ヲ徴シ各木曜日及最終ノ日曜日ヲ無料トナシタルカ開期中全有料入場者數九二、七二三名(内歐洲人一四、四六六名、土人七八、二四二名)最モ多カリシハ開會當日ノ土人一五、一一三名、歐洲人六、一三八名最モ少キハ最終日前日ノ土人一、八四〇名、歐洲人四一八名ニシテ一日平均七、七二八名ノ入場者アリタリ。

又出品物ノ販賣額ハ一六〇、一八七ピアストル六九仙(即二、二九〇、六八三法九六)及六八九、一六〇法〇〇ニシテ總計二、九七九、八四三法九六參トナリ。前年度ノ三、三八三、二七七法ニ比シ四〇三、四三三法〇四ノ減少ヲ見タルカ、見本市委員會ノ觀測ニ依レハ右ハ主トシテフラン相場ノ下落ノ結果ニ基クモノノ如シ。即開期十五日間ノ平均相場ハ一ピアストルニ付十四法三十參ニシテ一九二四年ノ十法十四參一九二三年ノ九法三十五參ニ比シ大ナル相違アリ爲メニ佛人ノ購買力ヲ掣肘シタルコト著シク特ニ土人生産ノ絹織物ニ於テ最モ其ノ影響ヲ被レリト云フ。

日本品ハ右ノ状態ニモ拘ラス前述ノ通賣行頗ル良好ニシテ前年ノ二、六三六ピアストルニ對シ同年度ハ五、五一三ピアストルヲ算シタリ尙ホ左ニ出品者數ヲ示セハ。

各地ノ特別館出品者及土人出品者

一、六六〇

佛 國 商 社

六八

日 本 出 品 人

五(一ハ當地在住ノ邦商)

附屬建物ニ出品セルモノ

一一二

計

一、七五五

一九二四年 計

一、八三九

即チ前年ニ比シ八十四軒ヲ減セリ。右ハ土人及外國出品者ノ減少ニ基因スルモノニシテ、佛人出品者ハ前年ノ五二軒ニ對シ當年ハ六十八軒ニシテ却テ増加セルヲ見ル、外國出品者ハ前年ノ六十二ニ對シ僅ニ日本ノ五ニ過キス。

之ヲ要スルニ大正十四年度見本市ハ外國出品者ノ減少入場料徴收ニ依ル入場者制限等ニ依リ幾分活氣ヲ削カレタル感アルモ、當領商工業ノ發達ニ資スル處多ク主催者タル河内商業會議所ノ努力ハ充分酬ヒラレタルモノト謂フヲ得ヘシ。見本市委員會トシテハ現在ノ小賣制度ヨリ本來ノ目的タル見本市制度ニ漸進セントスル意嚮ヲ有スルモ當領市場ノ規模ニ顧ミ其完成迄ニハ相當ノ年月ヲ要スヘシ、サレハ本邦出品者モ單ニ見本品ノ紹介ニ止マラス毎年若干數量ノ現品販賣ノ方法ニ依リ土人間ニ其根底ヲ養ヒ漸次取引關係ノ發達ヲ企圖スルコト有利ナルヘシ。依テ將來ハ純粹ノ意味ニ於ケル見本品ノ出陳ハ之ヲ避ケ寧ロ當領人士(持ニ土人)ノ趣味ニ合スル本邦ニ於テ所謂南洋向商品ヲ選定シ相當數量ノ即賣方法ヲ採リ、現實ニ本邦商品ノ紹介宣傳ニ努力セラレンコトヲ希望ニ耐ヘス。

一九二六年河内見本市成績 (在海防管領事報)

河内商業會議所主催ノ第八回見本市ハ十一月二十八日ヨリ十二月十二日迄十五日間河内商品陳列所構内約二〇棟二九六ノスタンドニ於テ當領各國及日本雲南並廣東等ノ出品ヲ網羅シテ開催セラレタリ。日本商業會議所ヨリノ出品ハ

連續第三年目ニ當リ硝子器、瑛瑛鐵器、蚊取線香、陶器、綿布並京薩摩ノ七種ニシテ、二スタンダードヲ占メタルカ
 其中京薩摩ハ Invoice 未着ノ爲綿布及タイルハ着荷後レタル爲何レモ陳列不能ニ終リタルハ遺憾ニ堪ヘス、當地及海
 防在住ノ三邦商ハ右二スタンダードニ隣接シタル五スタンダードニ京薩摩、青銅器、七寶燒、陶磁器、瑛瑛鐵器、蚊取線香、
 硝子器、象牙細工及玩具等ヲ主トシテ出品シタリ、右出品々目ヲ觀ルニ一部佛人等ノ需要ニ限ル京薩摩ノ出品多ク實
 用品殊ニ一般土人向日用品ノ出品少カリシハ本邦品ノ新販路開拓ノ氣運ニアル當方面ノ事情ニ鑑ミ遺憾ナリ、來年度
 ヨリハ實用製品ノ紹介宣傳機關トシテ當見本市ヲヨリ以上ニ利用スルコト緊要ナリト認ム。
 本邦商業會議所聯合會ヨリ本官ニ出品監督ノ依頼ヲ受ケタル出品物ハ稅率ノ適用ヲ實際ニ研究スル爲且ハ將來ノ實際
 取引ニ資スル爲普通輸入品トシテ通關シ、且本邦商品大口取扱希望者ニ對シ一定ノ値引ヲ爲シ得ル様當方面從來ノ卸
 及小賣價格ヲ參酌シ、着原價ニ一割テ掛ケシメタルカ、天候惡シク開期ノ半以上ヲ雨ニ閉サレタルニモ拘ラス其賣行
 相當ニシテ將來ノ取引ニ對シ或程度迄ノ見極ヲ付ケシメタルモノアリ、即チ今回ノ如ク出品者カ各個ニ見本の數量ヲ
 運輸シ來リテ運賃通關等ノ諸費用ヲ嵩メ且ツ高率ナル關稅ヲ支拂フモ猶後述ノ如キ成績ヲ示シタルコトハ大ニ注目ニ
 値スヘシ。

見本市ニ於ケル出品並賣行概況ヲ品目別ニ詳説スレハ左ノ通ナリ。

記

(注意 輸入當時ノ爲替率ニ從ヒ圓ト比弗トナ Post ス)

一 硝子器

出 品 者 東京市佐々木硝子店

出 品 物

コップ、灰皿、花瓶等

海防CIF價格

六八四、二五

輸 入 稅

一〇三、六四

諸掛概算

六七、三二

見本市着原價概算

八五五、二一

見本市賣值概算(一割増)

九四〇、七三

賣 上 概 算

三七六、〇〇

東京ニハ硝子工場ニアルモ孰レモ極メテ小規模ニシテ未タ普通日用品ノ製出ヲ爲シ居ラス、限ラレタル需要ノ墾及
 板硝子等ヲ產出スルニ過キス。

一般土人生活ノ向上ト共ニコップ類、蓋物類ノ日用器具ハ佛蘭西品其他外國品ニ對抗シ充分競争ノ餘地アリト思ハ
 ル。右買取者ハ主トシテ土人ナリ。

二 瑛瑛鐵器

出 品 者

大阪日本エナメル株式會社

出 品 物

洗面器、西洋鍋、湯沸シ、西洋皿、蓋物等

大阪FOB價格

一七、二八

大阪海防間運賃不明

輸 入 稅

比弗 九、一七

諸掛概算 八、九六
 右 合 計 三五、四一
 見本市賣價 三八、九五
 賣上概算 三〇、〇〇

鈎手鍋數個ヲ殘シテ開催間際ニ賣切レトナル、其買取者ハ主トシテ土人ナリ。在海防邦人商ノ出品セル珽瑯鐵器ハ商工省補助ノ海外旅商隊第一班カ見本のニ殘シ置キタルモノナルカ其數量品目等略々本出品ト同シク又殆ト全部ヲ賣盡シタリ。

三 蚊取線香及除蟲菊

(イ) 出 品 者

大阪日本除蟲粉株式會社

出 品 物

蚊取線香普通線香型 各 百 函

同 渦 卷 型

除 蟲 粉 罐

二〇 打

薄荷及薄荷油

各一 磅

海防CIF價格

六二、〇〇 圓

輸 入 稅

三七、三一 比弗

諸 掛 概 算

一八、四九

見本市着原價概算

一一七、八〇

見本市賣價概算(一割増)

一二九、五八

但シ蚊取線香各函

〇、三五

除 蟲 粉 一 罐

〇、一五

賣 上 概 算

八五、〇〇

從來當方面ニ輸入セラレタルハライオン、蝙蝠、鬼、雞冠等ノ諸印ナルカ、右三十五仙ノ賣價ハ市場小賣價格ト三、四割方ノ開キアリ、其需要者殆ト全部佛人ナリ。賣上八五比弗ハ大部分蚊取線香ニシテ除蟲粉小許土人ノ求ムル所トナリタリ。毒蟲多キ當方面ニテハ或ハ相當ノ成果ヲ擧ケ得ヘク、レツテル中ノ文字ハ當領語タル佛蘭西語ヲ主トスルヲ要シ、英文ハ氣受惡シ。

(ロ) 出 品 者

和歌山日本除蟲菊株式會社

出 品 物

蚊取線香普通線香型 各 半 打

同 渦 卷 型

蛋取粉、除蟲粉 各 半 打

圓 二、八三五

神 戶 渡

小包郵便ニ依リ運送

輸 入 稅

二、〇〇 比弗

ハ河内稅關評價價格四〇法(約三、三三三)

見本市賣價

各函三五仙

蚊取線香

賣上概算
除蟲粉各 一五仙
四、二〇

着荷後レテ閉會間際ニ陳列シタルカ線香全部賣切トナリ、蚤取粉、除蟲粉ニ關シテハ(イ)ニ準ス。

四 陶器

名古屋市森村商事株式會社

出品者
出品物

茶器

河内CIF價格

一九四、二五

輸入稅

二八、三〇

諸掛概算

一八、三一

見本市着原價概算

二四〇、八六

見本市賣價概算

二六四、九四

賣上概算

一一〇、〇〇

着荷後レテ僅カニ會期最終一日ノ陳列ナルモ婦人及上流土人ノ需要ニ依ル前記賣上ヲ示シタリ。本品ノ如キ高級品ハ當方面ニ存スル小規模ナルニ、三陶器工場ノ一般土人向製品トハ其需要向モ全然異ナルヤニ思ハレ、又在住佛人ノ大部分カ當方面在住限リ一時の間ニ合セトシテ比較的粗製品ヲ使用スルノ傾向アリト云へ、柄、品質共ニ佛製品ト拮抗シ前記ノ如キ賣行ヲ示スヨリ見レハ有望品タルコト疑無シ。
尙本見本市ニ出陳不能ニ終リタル京薩摩、**タイル**及綿布並各殘品ノ處分ニ付テハ從前ノ如ク便宜邦人雜貨商等ヲシ

テ引取ラシムルコトヲ差控へ、京薩摩出品者錦光山ノ價格表接到ヲ埃ツテ可成ハ本年末ニ市中適當ナル場所ニ陳列シ新ニ一般ノ需要ヲ問フコトトスヘシ。

二十一 西貢見本市

會期 自昭和二年十二月十七日 至昭和二年一月二十日

會場 交趾支那西貢市々公園内

名稱 第一回西貢見本市

本月七日附交趾支那知事令ヲ以テ本年十二月當市ニ於テ見本市開催ノ件發表アリタリ。
從來當領見本市ハ毎年河内ニ於テ開催セラレ本邦ヨリモ出品アリテ本邦品紹介ニ貢獻セル處アリシニ拘ラス、本邦貿易當業者間ニハ兎角氣乘薄ト見受ケラレタルハ、一ハ對印度支那關稅問題未解決ノ爲メ本邦ノ輸入困難ナリトノ推斷ヨリ、他ハ從來ノ河内見本市カ其地理的關係ヨリ印度支那ノ一地方的見本市ニ過キサル結果トナリ終リ、後取引ニ見ルヘキ成績ヲ遺ササリシ等ノ理由ニヨルモノナルヘシ。
本年西貢ニ於テ開催セラルヘキ見本市ノ規模計畫等ニ關シテハ目下見本市委員ニ於テ審議中ニテ一切不明ナルモ、此國ノ對外貿易上ニ於ケル西貢ノ地位西貢ヲ中心トセル内地ノ民度等河内トハ全然其趣ヲ異ニスルモノアリ。
西貢米ノ世界的ニ整價アルハ此處ニ是ヲ贅セサルモ其全收穫ノ約半數ハ輸出品ニシテ本邦ニ、支那ニ、布哇ニ、馬來ニ、比律賓ニ販路ニ苦マサル有様ニテ、生産者タル農民ハ數年以來其收入餘裕ヲ増加シ來リシノミナラス是カ取扱者

タル支那商人ハ又依然トシテ巨利ヲ占メツツアリ、西貢地方民度ノ一般ニ東京地方ニ比シテ高キハ兩地間ノ物價ニツキテ是ヲ見ルヲ得ヘシ。即チ西貢、提岸等交趾支那都市ト河内海防等東京ノ都市トノ物價ハ大略三ト一トノ比例ヲ有セリトスレハ、交趾支那ノ東京ニ比シ約三倍ノ購買力ヲ有スト見ルヲ得ヘク、尙海防、海陽、南定、清化等河内ヲ中心トセル諸都市人口ヲ合算シテ漸ク三十萬ニ滿タサルニ、他方西貢ヲ中心トセル提岸、邊和、美荻、金邊等諸市入口ヲ合スレハ優ニ四十萬ヲ超エ、内約二十萬ニ垂トスル支那人アリ、兩者購買力ノ一對三ノ比ハ更ニ數量の其懸隔ヲ甚タカラシメツツアリ。西貢ノ輸入ハ印度關係ハ日本ニ、南支ニ、蘭領印度ニ、比律賓ニ密接ナリ、地理的交通ノ點ヨリ云ヘハ暹羅ハ隣接シ、馬來、香港、南支、呂宋ハ指呼ノ間ニアリ、更ニ一步ニシテ臺灣アリ、本邦アリ、爪哇アリ、スマトラアリ、尙且ツ國內製造工業ノ進歩遅レタル狀態ヨリ見テ西貢見本市カ國際的性質ヲ有スルニ至ルヘキハ明ナリ。

河内見本市ニ於テ佛本國製造家カ比較的冷淡ナル態度ヲ取リシハ、東京所在ノ限ラレタル佛商ト本國製造家トノ間ニハ密接ナル關係ヲ有シ、是等以外ニ其販路ヲ發見スル不可能ナル事情アリタリ。而シテ又西貢ノ地利及物質的關係カ此等近接ノ南、東洋諸國ヲ此ノ見本市ニ招致シ得ヘキ事容易ナリトセハ、西貢見本市ニ對スル佛國製造家ノ態度ヲ想像スルヲ得ヘシ。即是等南洋諸國ハ又夫々外國品ノ輸入國ニシテ從來何レノ國ヨリカノ輸入ヲ仰キツツアルモノナリ、佛國製造家カ此機會ヲ利用シテ是等南、東洋諸國ニ接觸シ其新販路ヲ發見セントスルハ想見スルニ難カラス、佛本國先ツ該見本市ニ國際的性質ヲ認ムヘキナリ。

佛國製造品カ印度支那以外ノ販路發見ニ得策ナルカ如ク、本邦品モ亦單ニ印度支那ニ其販路ヲ開拓スルノ利益ニ止マラス、機會ハ南、東洋諸國ヘノ本邦品ノ紹介ニ對シテ最大ノ利益ヲ附與スヘキナリ、南、東洋貿易ヲ第一ノ目標ト

スル我輸出ニトリテハ利用スヘキ絶好ノ機會ナリト信ス。

(一九二七年二月二十六日付在西貢加藤貿易通信員報告拔萃)

二十二 スラバヤ年市

一 目的

取引ノ仲介ヲ目的トスルコト普通ノ見本市ト同様ナルモ、見本市ニ於テハ出品者カ商品ノ陳列ト共ニ小賣ヲナスコトヲ得ルノミナラス、見本市終了後、見本市協會カ無料取引仲介ヲナス外種々ノ便宜ヲ供與ス。

二 會場

スラバヤ年市協會構内

三 會期

毎年九月末日ヨリ十月ニ亘リ約半ヶ月間(一九二六年ハ九月二十五日ヨリ十月十日迄)

四 陳列場借入料

(イ) 土地	三米平方ノモノ 四米平方ノモノ 五米平方ノモノ	二四〇ギルダ 三二五ギルダ 四〇〇ギルダ
--------	-------------------------------	----------------------------

(尙其ノ他ノ希望ニモ應ス)

(ロ) 陳列棚

大通路ニ面セル大型ノ陳列棚(角棚)	百平方米毎ニ	一〇〇〇ギルダ
同 小型	四十平方米毎ニ	四五〇同
同 大型兩面	六十平方米毎ニ	六五〇同
中央大通路ニ面セル陳列棚	二十平方米毎ニ	二五〇同
會場中央ノ陳列棚	同	二〇〇同
境目ニ立テル陳列棚	十六平方米毎ニ	一二〇同

五 申込手續

一定ノ書式ニヨリ本年市協會本部ニ申込ムヘシ。尙右出品ニ對シテハ在東京南洋協會本部ニ於テ萬事ノ世話ヲナス由ナリ。

六 出品者ノ參考事項

(イ) 使用許可ヲ受ケタル場所ノ使用範圍ハ商品ノ陳列ト廣告トニ限ル。

又電燈設備ヲ希望スルモノハ廣告委員ニ其ノ申込書ヲ提出シ、其ノ許可ヲ受クヘシ。料金ハ使用ノ程度ニ依リ定マル。

(ロ) 規則ヲ無視シテ申込ヲナシタルモノニハ拂込濟ノ申込金ハ原則トシテ返還セラレス。

第十二回スラバヤ年成績 (在スラバヤ日本商品陳列所報告)

スラバヤニ於ケル年市 (Yearmarket) ハ年中行事トシテスラバヤ年市協會ニヨリ毎年九月末ヨリ十月ニ亙リ約半月ノ

期間ヲ以テ、華々シク開催セララルモノナリ。昨年ハ九月二十五日ヨリ十月十日迄開催セラレ、可ナリ賑ヒテ呈シタリト雖モ、之ヲ例年ニ比較スレハ昨年ハ大ニ見劣リアリタリ。即チ出品モ昨年ヨリハ尠ナカリシノミナラス入場並ニ入場料金モ可ナリ減少ヲ示セル事ハ甚タ遺憾トセララル所ナリ。今最近三ヶ年間ニ於ケルスラバヤ年市入場者數並ニソノ料金ノ合計ヲ掲ケテ之カ比較ヲ示セハ左ノ如シ。

年次	入場者數	入場料金合計
一九二四年	二五五、一四四人	一一一、一六四盾六五仙
一九二五年	二九九、二八五人	一二三、二六六盾九〇仙
一九二六年	二二二、一〇二人	八二、四〇〇盾四五仙

即チ本年ハ入場者數ニ於テ可ナリ減少ヲ來セルノミナラス、入場料金カ入場者數ノ割合ニ比較シテ、特ニ著シク減收セル事ヲ認ム。

斯クノ如ク本年度スラバヤ年市ノ成績不良ヲ來セル原因トシテ數ヘラルモノノ中

第一ニ在留支那人ノ年市ニ對スル反抗の氣分ヲ擧ケサルヘカラス。彼等ハ該年市ノ創設ニ當リ大イニ犠牲ヲ拂ヒ來リ、相當多額ノ負擔ニモ應シ來リテ今日アルニ至ラシメタルモノナリト稱セラルルニモ不拘、年市幹部ハ近年支那人側ニ對シ漸次冷淡ナル態度ニ出テ年市收益ヲ擧ケテ蘭人側ノ學校並ニ慈善事業等ニノミ寄附セラルル有様ナルノミナラス、其他同年市開會式ニ際シテモ蘭人側ノ獨斷ニテ支那人側ヲ殆ント招待セス、又蘭人學校ノ生徒ニ對シテハ好意的ノ種々ナル便宜ヲ與フルニモ不拘、支那人學校ノ生徒ニハ上記ノ便宜ヲ供セス、更ニ支那人新聞ニハ蘭人新聞ノ如ク年市プログラム等ノ廣告ヲナササル等ノ差別的態度ニ出テタル由ニテ、感情上大ナル反感ヲ有スルニ至

リ、延ヒテハ彼等ノ得意トスル團結ニ依リテホイコツトヲ行ヒ、本年度年市ニ於テハ殆ント支那人ノ出品者ヲ見ス。且反對者側ニ於テ若シ支那人ノ出品又ハ入場ヲナス者アラハ、ソノ戸前ニコールタルヲ塗り付クル等ノ脅迫的宣傳ヲ行ヒタルモノ等アリテ前記ノ如キ不結果ヲ齎スニ至レルモノト言フヘキナリ。

第二ニ擧ケ得ヘキモノハ共產主義者ノ年市場内ニ於ケル爆彈事件ナリ。コノ不祥事件ハ十月二日ノ最モ入場者多キ土曜日ノ夜ニシテ然カモ出盛リノ人混中ニ於テ行ハレ數名ノ負傷者ヲ出シタルコトナリ。ソノ目的トセラルル所ハ主義者ノ示威運動ニ他ナラスト雖モ、之カタメ入場者ニ著シク不安ヲ與ヘ、恐怖心ヲ起サシメ、從ツテ入場者ヲ減少ニ向ハシメタル事亦明ナル所ナリトセラル。

第三ニ數ヘラルル所ハ支那人側主催ノ夜市ノ影響ナリ。該夜市ハスラバヤ年市ニ先立ツ事約一ヶ月ニ於テ開催セラレ、可ナリ大規模ナル催ナリキ。コレ「スラバヤ年市」ニ對抗センカタメニ企テラレタルモノト稱セラレ、一種ノ興味中心のナル歡樂境ヲ造リ出ス所ニソノ主眼ヲ認メ得ヘク、之レニ附帶シテ、商品ノ即賣等ヲモ行ヒ收益本位ヲ以テ、ソノ基調ナリト云フコトヲ得ヘシ。

斯クノ如キ催シカ「スラバヤ年市」直前ニ開催セラレタルヲ以テ、殊ニ支那人側ニソノ中心ヲ有スル關係上、前述セルスラバヤ年市ニ對スル支那人側ノ反感ト相俟ツテ、一向支那人間ノ興味ヲ唆ルニ至ラサリシモノナリ。斯クノ如ク各種ノ原因相錯綜シテ本年度「スラバヤ年市」ハ豫期ノ成績ヲ舉クルニ至ラサリシモノナリ。

「スラバヤ年市」ノ目的トセラルル所ハ出品者側ニ於テ、其製品或ハ取扱商品ノ賣リ擴メ上廣告ニ利用スルヲ以テ主眼ナリト稱スヘク、之ニ附隨シテ商品ノ宣傳的即賣ヲモ行ヒ、且ツ入場者ヲ吸集センカタメニハ各種ノ歡樂的ノ催シヲモ添ヘラルル故ニ近年世界ノ各地ニ行ハルル所謂見本市ト稱セラルル新販路ノ擴張並ニ商取引ノ實現ヲ積

極的ノ目的トナスモノトハソノ趣大ニ異リ、出品物ハ直ニ取引上ニ反響ヲ齎シ得ルモノトハ必スシモ稱シ得サルヘク、コノ意味ニ於テ邦人間ニモ多少ノ誤解アルヤニ思考セラルル所ナレハ、今後該年市ヲ利用セントスルモノハ、コノ邊ノ事情ヲ充分會得シテソノ目的ニ適應スヘキ施設ヲナスヘキ事ヲ望ムモノナリ。只本邦商品ニシテ如斯キ機會ヲ利用シテ反復消費者ノ頭ニ本邦商品ノ印象ヲ深カラシムル事ハ大イニ望マシキ事ニシテ、斯クシテ一步一步本邦商品ノ地盤ヲ根底的ニ築キ得ルモノト信スルモノナリ。

本年度スラバヤ年市ニハ、大阪商業會議所内日本海外出品協會ニヨリ、主トシテ大阪ヲ中心トシテ四十數軒ヨリ左記種類ノ出品アリ且ツ出品者代表並ニ囑託員等モ來航アリタリ。

- 一 硝子器
- 二 蚊取線香及除蟲粉
- 三 スポーツキヤツプ及皮革
- 四 タオル、敷布、手巾類
- 五 塗料
- 六 革製品
- 七 綿織物及綿絲
- 八 洋傘
- 九 毛織物
- 十 罐詰類

- 十一 自轉車及附屬品
- 十二 薄 荷
- 十三 金 物 類
- 十四 綿布加工品
- 十五 地下足袋及運動靴
- 十六 玳瑁鐵器
- 十七 化粧品
- 十八 石綿スレート
- 十九 飴
- 二十 刷子類
- 二十一 人造絹絲
- 二十二 襪衣類
- 二十三 セルロイド製品
- 二十四 莫大小製品
- 二十五 カタン絲レース絲
- 二十六 ラムプ芯及テープ類
- 二十七 電氣器具

- 二十八 模造眞珠
- 二十九 絹 織 物
- 三十 其他ノ雜貨

右出品物ハ年市正門ノ入口ニ近キ向ツテ左側ニ位置ヲ占メタル好適ナル場所ニシテ、巾八米突長サ四十五米突見當
ノ一棟内ニ陳列セラレ、特ニ自轉車類ハ程近キ別ノ場所ヲ選ミテ人目ヲ惹ケリ。

今回ノ右出品ハスラバヤ年市始マリテ以來外國ヨリノ出品トシテハ、最初ノ試ミニシテ勿論日本ヨリノ始メテノ出
品ナリキ。

大阪商業會議所ヨリ右出品ニ關シ當地帝國領事館並ニ當所ニ對シ、特ニ便宜ノ供與ニツキ依頼ノ申出テアリ、當所
トシテハ萬般ノ斡旋ニ努メ出品物ノ通關、陳列準備、陳列戸棚ノ貸與、會期中ノ手傳ヒ、外部トノ交渉特ニ出品物
ニ對スル取引ノ實現ニ關シ出來得ル限リノ努力ハ吝マサリシ所ナリ。

幸ニシテ出品者代表並ニ囑託員各位ノ熱誠ナル努力ニヨリ所期ノ目的ヲ達セラレタル事ヲ信スルモノナリ。即チ
會期中日本出品館ハ異常ナル人氣ヲ博シ入場者ノ出入極メテ多ク充分本邦商品宣傳ノ主要ナル目的ヲ遂ケタルノミ
ナラス、側ラソノ即賣金額ハ約三千五百盾ニ達シタル由ニテ、コノ他會期中並ニ十一月中旬出品關係者一同ノ歸朝
スル迄、當地方ニ於テ關係者一同ノ積極的活動ノ結果トシテ取引ノ實現ヲ見タルモノ亦少カラス、就中自轉車類ノ
如キハ約五萬五千圓ノ注文アリタル由ニテ益々有望トスヘク、歐商方面ニ於テモ取引開始ノ有望者少ナカラサル模
樣ナリ。其他綿布類ハ約四萬圓、皮革製品約八千圓、模造眞珠約四千五百圓等ヲソノ主ナルモノトシテ數ヘ得ヘク
模造眞珠ノ如キハ賣込方法ノ如何ニ依リテハ相當有利ニシテ有望品ナリト稱シ得ヘキナリ。其他雜多ノ取引アリ、皮

革製品セルロイド製品ノ如キハ今回ノ經驗ニヨリ歐商方面ニ於テ取扱希望者ノ少ナカラサル事ヲ認メラレタリ。斯クシテ何分昨今當方面一帶ニ一般的商況ノ不味ニシテ、新規ナル取引ハ極メテ不活潑ナル際ニモ拘ハラズ、兎ニ角短時日ノ間ニ上記商取引ノ實現ヲナシ得タルハ、大體ニ於テ成功ト認メ得ヘク、殊ニ今回ノ取引ノ殆ント總テハ從來取引關係ナキ新規ナル方面ノ販路開拓ニ努メタルモノナレハ、今後引續キ取引ヲ繼續シ得ヘク、單ナル一時的ノ取引ニハ非サルヘク、コノ意味ニ於テ貴重ナル取引ノ端緒ヲ把握シ得タル所ニ甚大ナル意義アル事ヲ信スルモノナリ。右ノ内綿布類ノ如キハ特ニ昨今不況ノ甚シキモノナレトモ、當所ノ斡旋ニ依リ兎ニ角上述セル如キ取引ノ實現並ニ端緒ヲ獲チ得タル事ハ當所ノ尙ニ誇トスル所ナリ。

其他出品物中今回取引ヲナシ得サリシモノト雖モ、間接ニ取引ヲ實現シ得ルモノモアルヘク、又商品ノ種類ニヨリ當地ニ販路ヲ求メントスルニ當リ、相當研究ノ餘地アリ、且改善ヲ要スヘキモノハ如何ナル諸點ヲ認ムルヤニツキ當所ヨリ意見ノアル所ハ出品者代表側ニ申出テタルモノアリ。又出品者代表ニ於テモコノ點ニ關シ充分吟味セラレタル趣キニツキ歸朝ノ上夫々之等ノ諸點ニ關シ報告アルヘク、斯クシテ本邦輸出品ハ漸次完成ニ向フヘク、從ツテ出品ノ意義モ空シカラサルモノト稱スヘキナリ。

上記日本海外出品協會關係ノ出品以外ニ蝶矢印襯衣カラー類ノ單獨出品アリ、又在留邦商中大信洋行ヨリ蚊取線香並ニ「ボンド瓶」ニ對スル廣告宣傳ノアリタル外、古川寫真館ノ電氣撮影等アリ、又本邦映畫等ノ催シモアリテ、今年度ノスラバヤ年市ハ多分ニ母國氣分ヲ入場者ノ眼ニ映セシメタル事ハ、吾人ノ甚タ愉快トセル所ナリ。只前述セル如ク本年ノ「スラバヤ年市」ハ種々ノ障害アリタルタメ、豫期ノ成績ヲ擧ゲ得サリシ事ハ大イニ遺憾ナルコトニシテ、年市當局ニ於テモ本年ノ業績ニ鑑ミ明年度ニ於テハ支那人側トノ協調ノ許ニ各方面ヨリノ意見ヲ斟酌シテ、新

規ナル計畫ヲ立テ、大イニ面目ヲ一新スルモノト期待セラレツツアリ。

二十三 瓜哇晚敦年市

晚敦年市ハ瓜哇ニ於ケル年市中最モ古ク且最モ大ナル規模ヲ有スルモノニシテ、大正九年ヨリ國際的ノモノトナリ、在留外國人ヲ通シ或ハ直接外國人ノ參加スルモノ年々増加スルニ至リ、昨年モ六月二十日ヨリ七月五日迄其ノ第七回ノ開催ヲ見タリ。

同年市ハ其ノ發展策ノ一トシテ毎年茶、護謨等各種ノ共進會ヲ合併シテ開催シツツアリ。而シテ大正十三年ニハ茶業共進會、大正十四年ニハ水力電氣共進會、昨年ハ護謨共進會ヲ合併シテ開催セラレタリ。一昨々年ノ同會ニハ我カ臺灣總督府ハ各種製茶標本ヲ陳列シ、又喫茶接待所ヲ設ケタルカ其ノ他各種製茶機械、同原動力機、肥料、各種ノ模型等ヲ陳列シ、相當好成績ヲ收メタリ。又一昨年ノ同會ニハ南滿鐵道株式會社ヨリ硝子類ノ出品アリ、之亦好結果ヲ收メタル由ナリ。

從來バタバヤニアリシ陸軍省及航空隊ハ此晚敦市ニ移轉シ(一九二四年)總督府モ亦近ク此地ニ移轉スルニ決シ、市中ハ非常ナル活氣ヲ呈シ來リ世界各國ヨリ注目セララルルニ至レリ。

因ニ最近ノ同年市ノ入場者左ノ如シ。

歐	米	人	五二、〇二九人
		土人及東洋外國人	七一、七〇七人
合	計		一二三、七三六人

(陳列場借入料ハ一平方米ニ付二十ギルダ見當ナリ)

二十四 マニラカーニヴァル

一 目的

元來比律賓群島ニ於テハ五ニ數千ノ島嶼ニ居住シ夫々風俗習慣並言語等ヲ異ニスル島民全體ノ融合的機關ヲ設ケ島民相集リ談笑ノ裡ニ相互ノ了解ヲ計ルコトノ甚タ必要ナルコトヲ一般ニ認メラレツツアリシニ拘ラス、何等此ノ種ノ設備ナカリシヲ以テ此ノ目的ヲ達成センカ爲一九〇八年カーニヴァル祭開催ノ議比島官民有力者間ニ起リ、當時ノ總督フオーブス氏ヲ總裁トシ米國陸海軍及比島官界並實業界ノ重鎮ヲ網羅スル諸役員ニ依リ始メテ比律賓カーニヴァル協會ナルモノ組織セラレ比島年中行事ノ一トシテ毎年首都マニラニ於テ開催セラルルコトナレリ。

爾來一九一九年歐洲大戰ニ參加シタル米本國ニ對スル遠慮ノ意味ニ於テ之カ開催ヲ見合セタル外毎年開催セラレ年ト共ニマニラカーニヴァル祭ノ名ハ東洋諸國ヲ始メ歐米諸國ニ迄廣ク知レ渡リ、殊ニ商工展覽會ノ兼催ハ各方面ニ於テ多大ノ注意ヲ惹起スルニ至レリ。最初娛樂ヲ以テ目的トシテ毎年才藝騷キヲナシマニラ市民ハ勿論地方島民年一回ノ命ノ洗濯ト云フ如キ狀態ナリシカ、時勢ノ進展ニ伴ヒ單ニ娛樂一方ノミニテハ觀客ノ希望ヲ充分ニ滿スコト能ハサルニ至リシヲ以テ協會側ニテハ此ノ機會ヲ利用シ比島農工商業ノ發展並外國貿易ノ振興ニ貢獻セントノ見地ヨリ會期中前記商工展覽會ヲ開催スルコトナリ、客年來東洋諸國ノ參加ヲ勸誘シ其ノ規模ハ漸次擴張セラレ逐年盛大ニ赴ケリ。

二 會場

從來ハ一定ノ常設館ナク毎年假建築ヲナシタルカ甚タ不經濟ナルヲ以テ、明年ヨリハ市内ハリソン公園内ニ永久的カーニヴァル館ヲ新設スルコトナレリ。

三 會期

毎年二月頃約半ヶ月間(一九二七年ハ二月十二日ヨリ同月二十七日迄十六日間)

四 陳列場借入料

(イ) 百二十平方米ノ面積ノモノ

自二百八十比 至三百五十比

(建築其ノ他ノ費用一切ハ出品者ノ負擔トス)

(ロ) 協會側ニテ建設シタル陳列館内

十五平方米ノ面積ノモノ

二百五十比均一

(外國出品者ニシテ當地ニ出張員、代理店等ヲ有セサルモノハ一問借リトシ、五百比ノ委托金ヲ出品物ト共ニカーニヴァル協會ニ前送スルトキハ同協會側ニ於テ便宜ヲ與フ)

本邦ニ對シテハ同協會側ヨリ一九二五年以來毎年陳列館建設ニ必要ナル土地ヲ無料ニテ提供シ本年迄三ヶ年間引續キ本邦側ニテ日本館ノ假建築ヲナシテ出陳ヲナセリ。

五 出品者ノ特典

外國ヨリノ出品物ニシテ輸入税ヲ課セラルルモノハマニラ港着荷ノ折所定ノ税ヲ納付シ、陳列後再ヒ積戻サルトキハ前記輸入税ノ返戻ヲ受ク。

六 本年(一九二七年)度ノ入場者數

約 百 萬 人

本年度ハ協會側ト比島下院議員ノ一部並マニラ市會議員トノ間ニ多少感情ノ行違ヒヲ生シタルコト、スゲラルラ、
 タヤバス及バタンガス諸州ヲ襲ヒタル風水害、一般ノ不景氣等ノ影響ニテ豫想通り入場者ナカリシモ、米國陸海軍ノ
 協力アリテ陸海軍器ノ陳列及模擬戰アリ、又協會側ニ於テ特ニ家畜品評會、美術展覽會、食料品保存競技會、家庭
 整理競技會等特殊ノ文化的陳列ヲ始メ第二回比島美人投票全國ヲ通シテ行ハレタル爲營利的目的ニ非ストノ同協會
 ノ目的ハ充分達成セラレタルモノト謂フヘシ。

七 本邦ノ出品

本邦ニテハ一九二五年以來毎年之ニ參加シ大體左記ノ如キ商品ノ出品ヲナシ一九二五年及一九二六年ニ於テハ同協
 會審査委員會ハ日本館ヲ一等賞ニ推選シ、褒狀並銀杯一個ヲ贈リ出品者ニ對シテハ夫々褒狀並金牌ヲ贈呈シ來レリ。
 陶磁器、漆器、羽二重、富士絹、味ノ素、かやり線香、朝日氷削機、森永菓子、麒麟ビール、自轉車及同附屬
 品、莫大小褌衣、硝子器、電氣器具、綿毛布、運動用具一式、扇子類、裝飾鏡及スクリーン、ワイシャツ及運動
 シヤツ、製材、百合、蘇鐵、其ノ他植木

(右出品物ハ當地新聞界ニ於テモ異常ノ好評ヲ博セリ)

一九二六年マニラカーニヴアル狀況 (在マニラ渡邊貿易通信員報告)

當市ニ於ケルカーニヴアル祭ハ比島年中行事ノ一ニシテ必ス毎年二月ニ行ハルルヲ例トシ一時非常ニ盛大ナリシカ毎
 年行ハルル爲カ或ハ地方産業カ振ハサルタメカ逐次衰退ノ噂ヲ聞ク、右ハ本邦ノ奥羽六縣物産展覽會又ハ關東地方共
 進會ト云フカ如キモノニシテ、比律賓四十九州ヨリノ產物ヲ陳列シ一般ノ參考ニ供スルト同時ニ各州ノ製品ヲ批判ス
 ルタメ企テタルモノナルモ、寧ロ飲食物宣傳會ト比島美人競争會トカコノマニラカーニヴアルノ目的テアルカノ如ク

思考セラル。

海岸ニ近キルネタ公園ノ廣場ヲ全部圍ヒソノ設備ハ實ニ素晴シク、園ノ堀ヲ利用シテノ廣告宣傳ハ「サスカ米領ナリ」
 ト云フ感ヲ起サシム、正門ヨリ入りテ直ク左ニ自動車及輕便石油發動機ノ陳列アリ、右ニ曲リテモ左ニ行キテモ、見
 世物ト飲食店ノ外何モ見當ラス、一體何處ニ產物ノ陳列アリヤト血眼ニナリテ探シタル結果東入口ノ隅ニ、見スホラ
 シキ長屋ヲ間口三―四間ニ仕切りテ殆ント一樣ノ品物ヲ陳列ス、特ニ珍ラシキモノナク漁獵ノ方法等モ頗ル幼稚ナル
 モノニシテ、玉蜀黍、比島米、高粱、甘薯ノ類ハ何レノ州ノ陳列場ニ於テモ見受ケラレタリ、各州陳列所ヲ通シテ最
 モ本員ノ注意ヲ惹起シタルハサンボアンガ州ノシートラバー及石炭、マルマシガ、ボホール州ノ馬鈴薯、タルラツク
 州ノ施肥水田稻、農務局出品ノ密柑類ナリキ。コレ方法如何ニ依リテハ比島ニ馬鈴薯及柑橘類ノ栽培ノ可能ナルコト
 ナ立證シタルモノト云フヘシ。レモンノ如キハ各地到ル所ノ山地ニ在ルモ人工ヲ加ヘヌタメカ種核ハ多ク味惡クシテ
 全ク利用セラレス。

日本館モアリシカ全ク出品トシテ數ヘル程ノモノトテナク只日本服ヲツケタル婦人カ特ニ人目ヲ惹キタルコトト思ハ
 ル。明年モ開催セラルル事ナルヲ以テ充分準備ヲ整ヘ本邦品ノ宣傳ヲナストキハ相當ノ效果ヲ擧ケ得ヘシ、而シテ閉
 會後出品全部ノ即賣ヲナスモ可ナルヘシ。

入場者數約百十一萬人、内入場料ヲ拂ヒタルモノ七十萬、少クトモ五萬比ノ收益アリタルナラント噂セラル。

一九二七年ノマニラカーニヴアルニ就テ (在マニラ渡邊貿易通信員報告)

カーニヴアル祭ハ既ニ中米南米方面ニモ盛シニ行ハレ、比律賓群島ニ於テモ年中行事ノ一ナリ。勿論マニラ市ノミナ

ラス、各州各様ニ最モ好季節ヲ選ミテ種々ノ催ヲナス、例ヘハ五月頃ニハソルソゴンニアリ、一月頃ニハタルラツクニアリ、三、四月頃ニハバキヲニアリ、八、九月頃ニハシブニ於テ催サル、多少會期ニ前後アリト雖モ概シテ大差ナシ。

マニラ市ノカーニヴアルハ毎年二月ト定メラレ群島中ニ於テ最モ大ナル催シナリ。元來ハ一ノ祭禮ナルヲ以テ、馬鹿騒キヲスル點等ハ到底本邦人ニモ想像セラレサル所ナリ。丁度時季モヨク又位置モヨキヲ以テ各州ヨリ見物ニ出ツルモノ頗ル多シ、殊ニ四十八州總テカ其ノ特有ノ產物ヲ陳列シテ一般ノ批評ヲ待ツモノナルヲ以テ裝飾等ニモ各種ノ意匠ヲ凝シタルモノアリ。先ツ短キ期間ニ於テ比較的廣キ範圍ニ亘リテ商品ノ紹介ヲセントスルニハ現在ノ所コノマニラカーニヴアルヲ利用スルノ外、特ニヨキ機會ハアラサルヘシ。

本年ノカーニヴアルニハ當地總領事ハシメ外務省方面ニ於テモ非常ナル盡力ヲナシテ、盛大ナル陳列ヲ見ル筈ナリシカ急ニ中止セサルヘカラサルニ至リシヲ以テ、本邦ヨリノ出品ハ斷念シ、當市内本邦商店中ヨリ、最モ適當ト思ハルル商店ヲ十軒程選抜シ、別ニ日本館ヲ建テ、茲ニ出品陳列スルヤウ縫田總領事カカーニヴアル協會ニ交渉ノ結果各般ニ亘リ便宜ヲ供與セララルコトニ決セリ。

今回ノ試ミカ果シテ如何ハカリノ效果ヲ齎スカハ未知ノ問題ナルモ既ニ昨年出品ノモノニ對シテハ相當ノ成果ヲ得タル由ナルヲ以テ、本年ハヨリ以上ノ收獲アルモノト期待セラレツツアリ。

追 補

一 西 貢 見 本 市

本見本市ノ敷地及スタンド使用料及若シ本邦カ特設館建設ノ場合はニ要スル經費見積概算並其ノ他參考事項左ノ如シ。

一 敷地及スタンド使用料

(1) 特設館敷地賃料

(A) 第一號ヨリ第二〇號迄

各號一五〇平方米 (四五坪七合)

各 號

五〇〇弗〇〇

一〇個所 (中央部)

(B) 第一一、一二、一七、一八、一九及二〇號

各號一五〇平方米 (四五坪七合)

各 號

三〇〇弗〇〇

六ヶ所

(C) 第一三、一四、一五及一六號

各號一五〇平方米 (四五坪七合)

各 號

二〇〇弗〇〇

四ヶ所

(2) スタンド間賃料

- (A) A 號スタンド
(四坪二合) 各間 間口 三米五〇 奥行 四米 (一四平方米)
一間ニ付 一五〇弗〇〇
 - (B) 右建物ノ角間ナレハ 同 二〇〇弗〇〇
 - (C) B、C、D、E、F、G 號スタンド 各間 間口 四米 奥行 六米 (二四平方米)
(七坪二合) 一間ニ付 一〇〇弗〇〇
 - (D) 右建物角間ナレハ 一二五弗〇〇
- (3) 自動車等スタンド間賃料
- (A) 自動車陳列場 一平方米毎ニ 五弗〇〇
 - (B) 自動自轉車及自轉車陳列場 同 三弗〇〇
 - (C) 重量物及農業用機械類陳列場 同 一弗〇〇

二 參加申込時期

本年九月十五日迄ト決定シアルモ現在申込多數ノ由ナレハ最モ早キヲ可トス。後ルレハ場所ヲ得ル能ハサルヤノ懸念アリ。

三 間貸スタンドノ構造

木造板葺屋根ニシテ一〇間、二〇間ヲ連續セル長屋建ニシテ各間ニ三尺ノ庇

陳列臺 (地上高サ三尺、間口六尺、奥行三尺外方ニ向ヒ稍斜面ヲナス) 三尺ノ開扉一ヶ所

ヲ附ス。全然賣店式ニシテ陳列場トシテハ不向ノ感アリ。

四 特設館ヲ造ルモノトシテ諸費見積概算

支 出

- (1) 敷地借料(A)號 五〇〇弗〇〇
- 特設館敷地中(B)及(C)各號ハ領内各州又ハ佛人商社等ノ申込アリテ剩餘ナキモノノ如シ。
- (2) 建築費 三、〇〇〇弗〇〇
- 木造板葺平家建 一平方米ニ付キ 約二〇弗〇〇
- 屋根ヲ板葺トセルハ、西貢ハ十二月、一月ノ交ハ乾燥期ノ最中ニシテ、殊ニ一月中ハ降雨甚タ稀ナルタメナリ。時トシテ降雨アルモ細雨又少時ニシテ止ムヲ常トス。一月中平均雨量ハ四〇ミリナリ。
- (3) 陳列臺、棚等其他館内造作什器 一、〇〇〇弗〇〇
- (4) 各種裝飾費 七〇〇弗〇〇
- (内外電灯、電飾及館内飾付用布帛モールス等)
- (5) 監督費 一、二八〇弗〇〇
- 監督者手當一人 會期三五日間準備開館前一〇日間、後片付閉館後八日間
- 合計五三日間 一日 二〇弗宛 一、〇六〇弗〇〇

監守人 四人 三五日間 一人 一日 二弗 一四〇弗
 掃除夫 二人 八〇弗

(6) 陳列品諸掛 三〇〇弗〇〇

(通關人取扱料、陸揚費、税關人夫賃、運搬賃、箱開ケ及荷造人夫賃等)

右諸掛ノ中出品物中賣却品ニ對スル分ハ、其代金中ニ是ヲ含マシムルヲ以テ、閉館後精算ノ際返戻スルモノトス。

(7) 雜費 四〇〇弗〇〇

廣告費、其他印刷代、文具及消耗品、車代及通信費等

(8) 假拂金 二、八二〇弗〇〇

右ハ輸入關稅立替金ニ充ツルモノニシテ、出品物中賣品アル場合、其賣品タルヘキ商品通關ノ際純粹ノ輸入品トシテ關稅額ヲ立替支拂ヒ置キ、其商品賣却サレタル時代價ニ含ム關稅額ヲ償却ス。

又假輸入手續ニヨリ通關スル出品物ハ其關稅額ニ相當スル金額ヲ稅關ニ供託シ置キ、閉會後陳列物積戻ノ際、其金額ヲ返却ス。故ニ是等ヲ假拂トス。

以上合計 一〇、〇〇〇弗〇〇

收 入

一 輸入關稅假拂金 二、八二〇弗〇〇

一 建築物及造作等賣拂代 四〇〇弗〇〇

一 陳列品諸掛回收 一五〇弗〇〇

約半數ヲ賣品ト假定ス。

一 賣上手數料 五〇〇弗〇〇

陳列品中賣上品ヲ一〇、〇〇〇弗〇〇

トシ其代金中ニ五%ノ手數料ヲ含ムトセリ。

以上合計 三、八七〇弗〇〇

差引費用 六、一三〇弗〇〇

五 參考事項

從來ノ河内見本市カ常ニ一個ノバザナリシハ既ニ述ヘタル處ナルカ、今回ノ西貢見本市モ其計畫ヲ以テ見ルニ斯ノ賣店主義ヲ宗トセルモノノ如シ。

即チ會期ヲ本年十二月十七日ヨリ來年一月二十日迄ノ三十五日間トセリ。十二月十七日以降ノ數日間ハ佛人クリスマス贈答品購買期ニシテ、十二月月末ヨリ一月末ニ至ル間ハ士人支那人(舊曆正月ニ當ル)ノ歲暮仕度期ナリ。クリスマス前數週間、正月前約一ヶ月間カ専ラ小賣商ノ活躍ノ時期ナルハ此國ニ於テモ本邦ト全ク同様ニシテ、問屋又ハ輸入商ノ活躍ノ時期ニ非ス。問屋ノ賣込時期ハ小賣商ノ準備時代ニシテ輸入商ノ商談ハ多ク問屋準備時代ニ成ル。見本品ニヨリテ商談ヲ開キ得ヘキ時期ハ、輸入商ノ活動期ハ、九、十月ノ交ニシテ、殊ニ外國注文ハ其機ヲ失スヘカラス。十二月、一月ニ開催セラルル見本市ノ出品見本ニヨリ商談ヲ發シ得ヘキハ、舊正月明ケ祝祭氣分消散後ノ事ニシテ、先ツ三月以後トス。問屋カ仕入氣分ノ横溢セル時ニ持込マルル商談ハ最モ效力アリ。祝酒ノ月餘ヲ經テ商賣閑散ニ入ラントスル矢先ノ商談ニハ、兎角氣乘薄ナルモ亦止ムヲ得サル處ニシテ、更ニ來ルヘキ仕入期ノ商談ニ

ハ新ニ見本ノ一見ヲ要スヘシ。

西貢見本市開催ノ時期ハ小賣販賣ニハ理想的ノ時期ニシテ、海外取引ノ商談時期トシテハ最モ不適當ナル時期ナリ。即其見本品ノ陳列ニヨリ後商談ノ起リ得ル可能性頗ル稀薄ナレハナリ。且ツ間貸スタンドノ構造ハ純粹ノ賣店ニシテ、見本品陳列用トシテハ不適當ナリ。

唯陳列場ノ問題ハ特設館ノ建設ニヨリ欲スル處ノ陳列場ヲ造リ得ヘク、間貸床店式スタンドヲ使用スルニ及ハストスルモ、時期ノ問題ニ至リテハ是ヲ如何トモスル能ハス。然ラハ本邦出品物ニ對スル態度モ亦此時期ニ適應シ其計畫ノ趣意ニ則リ、小賣販賣ヲ以テ主眼トスヘキナリ。次ニ起ル問題ハ小賣販賣ヲ主トスル場合純粹ノ利益獲得ヲ以テ臨ムヘキヤ。小賣販賣ニヨリ宣傳ヲ以テ臨ムヘキヤノ點ナリ。

小賣販賣ヲ主眼トスル場合ト雖モ、後取引ニ全然無關係ナリト云フニ非ス。小賣販賣ハ又一ノ宣傳ニシテ、若シ購買者多數ヲ生シ使用又ハ慣用カ一般ニ行キ渡レハ是レ宣傳ノ成功ニシテ、將來ノ大量取引ノ誘因トナル事アリ。併シ又小賣販賣ニヨリ宣傳スルモ必スシモ凡テカ將來取引ノ誘引トナルヘキニ非ス。或商品ハ將來ノ賣行ニ對シテハ見込甚稀薄ナルモ、此時期ニ於ケル賣行ハ重要ナルヘク、他ハ此時期ニ於ケル賣行ニハ成功セサルモ將來ノ賣行ニハ見込充分ナルモノアリ。前者ハクリスマス贈答用商品並ニ土人支那人迎春仕度品ニシテ、後者ハ主トシテ農業等ノ産業用品及日用品中ノ一部ナリト云フヲ得ヘシ。勿論兩者ニ共通セル商品ノ存在セルハ明ニシテ、日用品ハ多ク是ニ屬ス。

クリスマス向又ハ迎春用品カ専ラ小賣販賣(即賣)ニ適シ、産業用品等ハ陳列品トシテ閉會迄ノ豫約販賣品ニ適ス。又前者ハ現在ノ利益獲得ノ商品タリ得ルモノニシテ、後者ノ販賣ニ對シテハ宣傳ヲ以テ臨ミ、將來ノ效果ヲ待ツヘ

キナリ。

現在ノ利益獲得ヲ以テ目的トシ、クリスマス及新春向商品ノ小賣販賣(即賣)ニハ、強テ特設陳列場ヲ必要トセス。スタンド床店ノ間借ヲ以テ充分ナルヘク、或ハ經費ノ點ヨリ此方有利ナルヘシ。唯會期中ノ豫約販賣ニヨリ宣傳ヲ主トスル商品ニハ賣店式間借ニテハ陳列觀覽セシムル上ニ於テ、或ハ操作試驗セシムル上ニ於テ不十分ナルヘク、陳列場ノ必要アリ。即チ是等ノ商品ニ對シ本邦カ専ラカ加フル場合ナレハ、特設館建設ハ必然ノ條件ナルヘシ。今即賣ニ適スル商品ト宣傳ノ爲豫約販賣スルニ適スル商品トヲ例示スレハ左ノ如シ。

(1) 即賣ニ適スル商品

(一) 陶磁器

(イ) 珈琲及紅茶々碗 (中形又ハ小形ノモノ)

(ロ) 鉢 井 類

(ハ) 小形湯 呑

(ニ) 皿、小 皿

(二) 薩摩燒

(イ) 羅漢繪風浮出模様ノモノ賣行良ク、高價品ハ賣憎シ

(ロ) 小形花瓶、蓋物及揚子立ノ類

(三) 硝子器

(イ) コップ、菓子器

- (ロ) 蓋 物
- (ハ) 色付花鉢、花瓶
- (ニ) コツブ付水瓶
- (四) 琺瑯器
- (イ) 洗面器 (内部ノ白色ノモノ及模様ツキノモノ)
- (ロ) 肉 皿
- (五) 湯 呑
- (六) 扇 子
- (七) 象牙細工
- (八) 玩 具
- (イ) セルロイド製
- (ロ) 鋳力細工
- (ハ) 人 形 (二寸位ノモノ)
- (九) 飾 玉
- (十) ハーモニカ
- (十一) 蚊取線香、蠅取粉、南京蟲退治藥
- (十二) 味ノ素等ノ調味品

- (十三) 水彩畫及額様
- (2) 宣傳ノ爲豫約販賣ニ適スル商品
- (一) 精米機械 (穀摺機付ノモノ可ナラン)
- (二) 莫大小編機 (家内工業及小工場用ノモノ)
- (三) 簡單ナル織機
- (四) アルミニウム製品
 - (イ) 平 盆 (打出模様アルモノ良シ)
 - (ロ) 重ネ辨當入
 - (ハ) コ ツ ブ
 - (ニ) 啖 壺
 - (ホ) 肉 皿
- (五) 青銅器類
 - (イ) 花 瓶
 - (ロ) 灯 籠 (電灯用)
 - (ハ) 置 物 (佛像等)
- (六) 絹 織 物
 - 羽二重、紋羽二重、富士絹、壁、紋壁、縮緬、紋縮緬、ジヨゼット、紋ホプリン

- (七) 綿 布
- 縮、モスリン、更紗
- (八) 洋 傘
女物絹張り、刺繍付、竹軸繪日傘、男物綿縞子張り、白絹細張
- (九) 金銀細工品
- (十) 漢字印字器
- (十一) 俵及自轉車タイヤ
- (十二) 自轉車附屬品
- (十三) 洋 釘
- (十四) 塗 料
- (十五) 金網及金網篩
- (十六) 柳又ハ木通蔓胴籃
- (十七) 麥 酒
- (十八) 洋 傘 骨

二 希臘サロニカ國際見本市

(五月三日在希臘川島公使發電)

左記以外略前回ノ本見本市ト同様ナリ。

- 一 本見本市後援者中ニアゼンス及ビレール商業會議所モ加盟ス。
 - 二 汽船會社モ特別割引ヲ爲ス。
 - 三 出品ノ願書ハ七月二十日迄、宿泊ノ周旋依頼ノ申込ハ八月末迄ニ到着ヲ要ス。
 - 四 陳列場借入料

(イ) Stands (最小限度ハ四平方米突)	一平方米突ニ付	一	磅
(ロ) Hangers Ferners (最小限度ハ十二平方米突)	一平方米突ニ付	十	志
(ハ) 敷 地 (最小限度ハ六平方米突)	一平方米突ニ付	七	志
 - 五 借入料支拂ヒ期限ハ出品許可後二十日
 - 六 陳列期間九月十日ヨリ九月十七日迄
 - 七 賣却濟ノ陳列品ニ對スル手数料千分ノ五
- 本年ハ昨年ニ優リ更ニ成功ヲ贏チ得ヘキヤニ目セラレ、近東貿易發展上充分利用スヘキモノト認メラル。

524
683

